

第 12 給油取扱所

第12 給油取扱所（危政令第17条）

1 区分（危政令第3条）

「給油取扱所」とは、専ら給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次の各号に掲げる作業を行う取扱所をいう。

なお、給油設備については、移動式・固定式についての区別を問わない。

また、燃料タンクについては、運搬を目的としていないため、運搬容器の基準を適用しないものとする。【R5.3.24 消防危63】

- (1) 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4000L以下のタンク（容量2000Lを超えるタンクにあっては、その内部を2000L以下ごとに仕切ったものに限る。（2）において同じ。）に注入する作業。
- (2) 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4000L以下のタンクに注入する作業。

2 規制範囲

給油取扱所の許可単位は、道路境界線及びに防火塀等で囲まれる「連続した部分」とする。

3 許可数量の算定

- (1) 許可数量は、危政令第17条第1項第7号に定める専用タンク、簡易タンク及び地下に埋設された廃油タンク並びに附随設備、ボイラー等の燃料タンク及び油庫等で容器に収納された危険物の総量とすること。

なお、附随設備等（燃料タンクを含む。）に収納されている危険物の数量の合計、容器内にある危険物の合計及びボイラー、自家用発電機等の危険物の消費量の合計は、それぞれ指定数量未満とすること。【S37.4.6 自消丙予44】【S62.4.28 消防危38】

- (2) タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第6「屋外タンク貯蔵所」3の例による。
- (3) 前1（1）に示す給油等以外の危険物の貯蔵又は取扱いは、それぞれ指定数量未満であれば認めることができる。【S62.4.28 消防危38】【R6.2.29 消防危40】

4 位置、構造及び設備の基準

- (1) 危政令第17条第1項を適用する屋外給油取扱所

ア 固定給油設備及び固定注油設備等の構造（危政令第17条第1項第1号、第3号、第10号～第15号）

危政令第17条第1項第10号に規定する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の構造については、次によること。

(ア) ポンプ機器

- a 一つのポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合には、各給油ホース等からの吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。【H5.9.2 消防危68】
- b 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。

ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。【H5.9.2 消防危68】

(イ) ホース機器

- a 給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能を有すること。

この場合、安全継手は2,000N以下の荷重によって離脱するものであること。【H5.9.2 消防危68】

- b 給油ホース等及びこれらの先端のノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は1,000Ω未満であること。【H5.9.2 消防危68】
- c 地上式の固定給油設備等に設ける給油ホース等の長さは、固定給油設備等の給油ホース等取出口の外装面から弁を設けたノズルの最先端までの距離をいうものであること。【H5.9.2 消防危68】

(ウ) 配管の構造

- a 危規則第25条の2第3号に規定する配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油管等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。【H5.9.2 消防危68】
- b ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。【H5.9.2 消防危68】
- c 漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験も含まれるものであること。【H5.9.2 消防危68】

(エ) 外装の構造

難燃性を有する外装材料は、不燃材料及び建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料並びにJIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。

ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。【H5.9.2 消防危68】

(オ) 可燃性蒸気流入防止構造

危規則第25条の2第5号に規定する可燃性蒸気流入防止構造については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」によること。【H13.3.30 消防43】【H24.3.16 消防危77】

なお、可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合の手続きについては、変更許可に該当すること。

【H13.3.30 消防危43】【H24.3.16 消防危77】

(カ) 危険物保安技術協会の型式試験確認制度

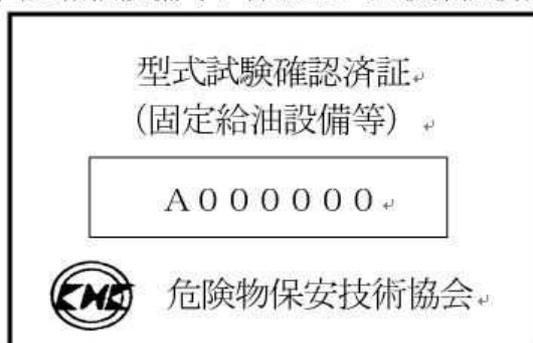
危険物保安技術協会（以下「協会」という。）では、固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する試験確認を行い、当該試験確認に合格したものに対し、型式試験確認済証を貼付する業務を行っている。

この試験確認制度を活用し、審査及び検査をする場合は、次の事項に留意すること。

【S63.5.30 消防危74】

- a 協会の型式試験確認済証（下図：固定給油設備等に係る型式試験確認済証参照）を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、危政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。【S63.5.30 消防危74】
- b 協会の型式試験確認済証を貼付していない固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、危政令等に定める技術基準に適合していないと即断できるものではないが、市町村長等において調査及び指導の主たる対象とし、基準に適合しているかどうかについて十分審査及び検査を行うこと。【S63.5.30 消防危74】

固定給油設備等に係る型式試験確認済証

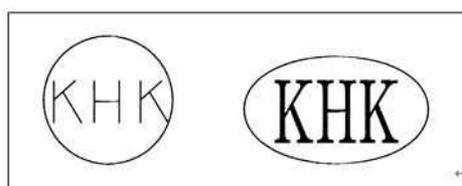


備考

- 1 型式試験確認済証の材質は表面をラミネート加工したテトロンとし、寸法は、縦24mm、横45mm、厚さ0.025mmとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。
- 3 試験確認番号欄のA、B、C、D、E及びFのアルファベット記号は固定給油設備等の最大吐出量による区分を示すものである。（下表参照）

区分	内容
A	最大吐出量が50L/分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
B	最大吐出量が50L/分を超え60L/分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
C	最大吐出量が60L/分を超え180L/分以下の固定給油設備等（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
D	最大吐出量の異なるA及びBを2以上組み込んだ固定給油設備等
E	最大吐出量の異なるA及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等
F	最大吐出量の異なるB及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等

耐摩耗性を有するホース等の表示



ペーパーバリアの表示



備考

- 1 副証の材質はテトロンとし、厚さ0.025mm、直径24mmの大きさと表面ラミネート加工とする。
- 2 地を青色とし、文字、マークは消銀色とする。

参考通知

- 「固定給油設備の給油管及び静電気除去装置」【S37.4.6 自消丙予発44】
- 「固定給油設備の設置間隔」【S37.4.6 自消丙予発44】
- 「灯油の地下タンクの給油取扱所及び一般取扱所への兼用」【S40.12.10 自消丙予184】
- 「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」【S43.6.5 消防予157】
- 「懸垂式給油ホース設備のカバーにFRPの使用」【S47.10.31 消防予174】
- 「懸垂式給油ホース設備について」【S49.9.12 消防予113】
- 「特殊な構造の固定給油設備」【S50.7.22 消防予64】
- 「固定給油設備の構造」【S51.7.12 消防危23-20】
- 「固定給油設備の設置場所について」【S58.12.2 消防危128】
- 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（【S62.4.28 消防危38】
※（従来の灯油専用一般取扱所の取扱い）
- 「灯油用固定注油設備の固定給油設備への転用」【S62.6.17 消防危60】
- 「アイランドの共有について」【S62.6.17 消防危60】
- 「敷地外のボイラーに接続するタンクの設置」【S62.6.17 消防危60】
- 「固定給油設備内への灯油用固定注油設備用ポンプの設置」【H4.2.6 消防危13】
- 「内燃機関による自家発電設備を給油取扱所に設置することについて」【H4.2.6 消防危13】

イ 固定給油設備等の表示

危政令第17条第1項第11号及び危規則第25条の3の規定による危険物の表示は、次によること。

- (ア) 給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。「直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。【S62.4.28 消防危38】
- (イ) 取り扱う危険物の品目を表示すること。「品目」とは、ガソリン・軽油・灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー・ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。【S62.4.28 消防危38】

ウ 固定給油設備等の位置

危政令第17条第1項第12号及び第13号並びに危規則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する離隔距離は、次によること。

- (ア) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。【S62.4.28 消防危38】
- (イ) 離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。【S62.4.28 消防危38】
- (ウ) 固定注油設備（懸垂式を除く。）に限り、道路境界線に防火塀（2m以上）を設け、かつ当該防火塀の先端（両端）から当該固定注油設備までの水平距離が規定の離隔距離（危政令第17条第1項第13号ロによる間隔）以上ある場合のみ、当該道路境界線を敷地境界線とみなす。

参考通知

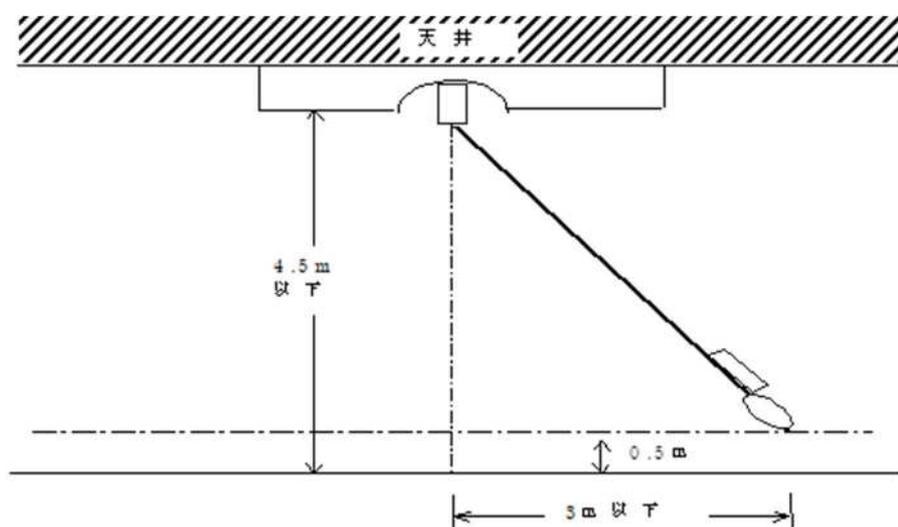
- 「固定給油設備と事務所との位置」【S45.4.4 消防予60】
- 「灯油用固定注油設備と固定給油設備とのアイランドの共有」【S62.6.17 消防危60】
- 「固定給油設備の位置について」【S62.9.9 消防危91】
- 「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」【H元.5.10 消防危44】
- 「ポンプ室の出入口」【H元.5.10 消防危44】

「固定給油設備の内部の複数のポンプ機器の一つを灯油用固定注油設備のポンプとすることについて」【H4.2.6 消防危13】

エ 懸垂式固定給油設備等

- (ア) 懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。【H元.3.3 消防危15】（第12-1図参照）
- (イ) 懸垂式の固定給油設備等には、その設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、地上から容易に操作できる位置に、ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を止めることができる緊急停止装置を設けること。
- (ウ) 緊急停止装置の操作部を設ける場所は、固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とし、その旨の表示を設けること。【H元.3.3 消防危15】
- (エ) 油量等の標示設備（自動車等の燃料タンクに注入した危険物の量又はその料金等を標示する機器類）は、給油に支障のない場所に設けること。

第12-1図 懸垂式給油ホースの長さの例



オ 給油空地（危政令第17条第1項第2号）【H18.5.10 消防危113】

(ア) 基本的機能【H18.5.10 消防危113】

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。

なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の「矩形」部分が含まれている必要があること。

なお、矩形とはすべての角が直角の四辺形、長方形をさす。

(イ) 出入口【S45.5.4 消防予81】【H18.5.10 消防危113】

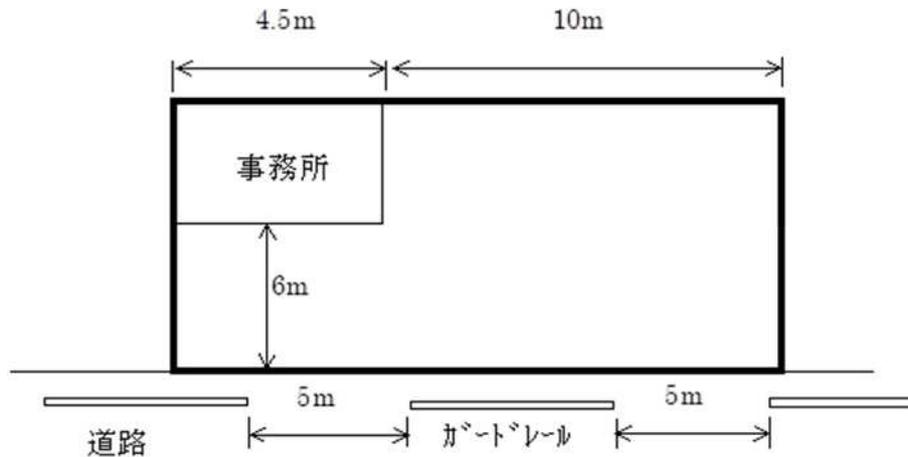
道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。

なお、出入口が分割して設けられる場合には、危政令第23条の基準の特例の適用が必要であり、この場合には、幅5m以上の出入口が2箇所以上あることが必要と考えられること。

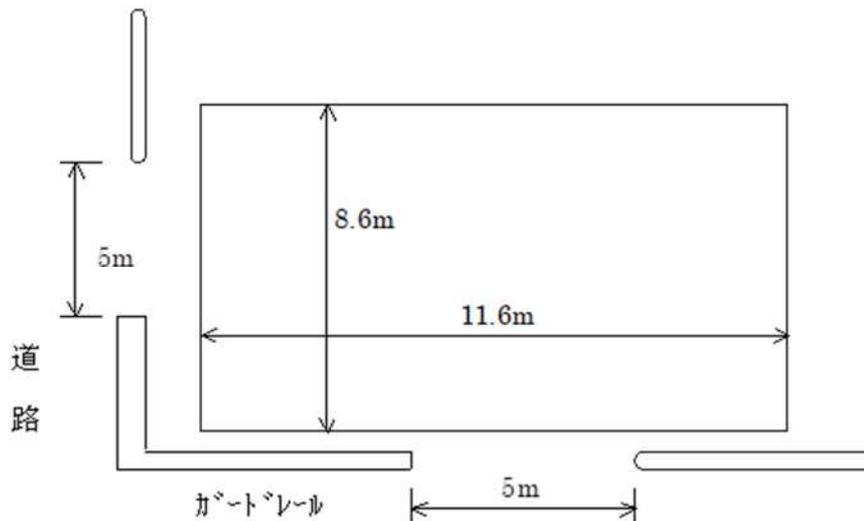
（第12-2図参照）

第12-2図

A 認められる場合（間口部分における道路境界線と事務所の間隔が6m以上である場合）



B 認められない場合



(ウ) 通行できる広さ【H18.5.10 消防危113】

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

また、「円滑に通行する」とは、後方誘導等の誘導の必要性がないことも必要条件とする。

(エ) 給油を受けることができる広さ【H18.5.10 消防危113】

a 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

b 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

また、「円滑」とは、後方誘導等給油のための誘導の必要性がないことも必要条件とする。

(オ) 危政令第17条第1項第2号に規定する空地内には、上屋の柱及びアイランド等の給油取扱所の構造上必要最小限のもの並びに給油業務等に関するもので安全上支障のないものに限って、設置することができるものであること。

(カ) 給油空地は、出入口及び固定給油設備等施設の配置を考慮し、作業に支障をきたさないよう実態に応じた空地を確保すること。

(キ) 角地の場合の間口は、主として自動車等が出入りする側であること。【S37.4.6 自消丙予発44】

- (ク) 給油取扱所に接する歩道等の整備状況等により給油空地の間口と自動車等の乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合は、次によること。【H13.11.21 消防危127】
- a 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ）を10m以上とし、奥行を6m以上とすること。
 - b 乗り入れ部は車両の出入が円滑にできる幅（主たる乗り入れ部が2面の道路に各1ヶ所ある場合は5m以上）を確保すること。
 - c 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

参考通知

- 「給油取扱所の空地と固定給油設備の基準」【S39.9.1 自消丙予発95】
 「用水路上の鉄筋コンクリートスラブと間口」【S40.4.9 自消丙予発64】
 「自動車の出入側にガードレールの設けられている給油取扱所の完成検査」【S43.4.3 消防予94】
 「道路との間に河川をはさんだ給油取扱所の取扱い」【S44.3.10 消防予50】
 「空地の一部に植込等を設ける給油取扱所について」【S47.1.7 消防予13】
 「給油空地等の明示について」【H元.5.10 消防危44】

カ 注油空地（危政令第17条第1項第3号）【H18.5.10 消防危113】

(ア) 基本的機能【H18.5.10 消防危113】

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。）の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

(イ) 容器に詰め替えることができる広さ【H18.5.10 消防危113】

- a 容器を包含するように保有されている必要があること。
- b 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

(ウ) 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ【H18.5.10 消防危113】

- a 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。
- b 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(エ) 固定注油設備の周囲に容器に詰め替え又は容量4,000L以下の移動タンク貯蔵所へ注入するための必要な空地（注油空地）を確保すること。

なお、注油空地は道路に接する必要はないが、給油空地とは重複しないこと。

(オ) 注油空地は容器又は車両がはみ出さない十分な広さを有するものとする。【H元.3.3 消防危15】

参考通知

- 「給油空地・注油空地について」【H元.3.3 消防危15】
 「注油空地の出入口について」【H元.5.10 消防危44】
 「注油空地の規模について」【H元.5.10 消防危44】

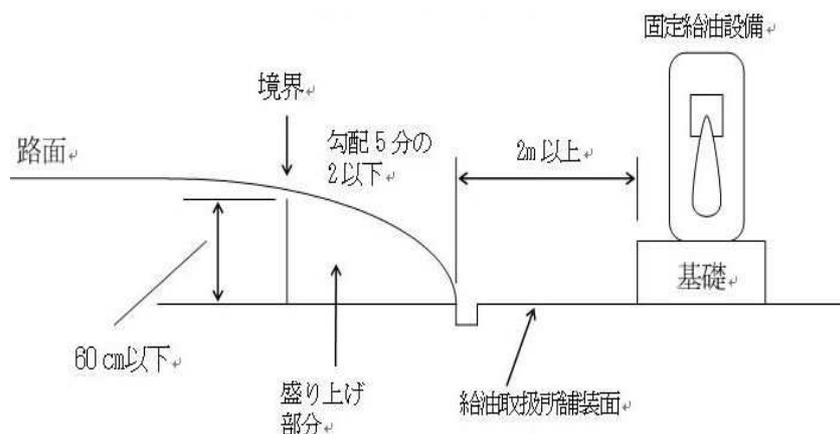
キ 給油空地等の舗装（危政令第17条第1項第4号）

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。【H18.5.10 消防危113】

参考通知

- 「埋立地に新設する給油取扱所の保有空地」【S37.10.1 自消丙予発 97】
 - 「給油設備の周囲の空地等」【S39.5.29 自消丙予発 47】
 - 「敷地の一部が河川上にかかる危険物給油取扱所の取扱い」【S40.3.22 自消丙予発 43】
 - 「地盤面より上に給油取扱所の舗装面を設けることについて」【S47.1.10 消防予 20】
 - 「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」【S53.10.5 消防危 133】
 - 「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材」【S54.7.14 消防危 75】
 - 「給油取扱所の空地地盤の舗装材について」【S56.7.10 消防危 87】
 - 「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材について」【S57.6.9 消防危 69】
 - 「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材」【S59.8.22 消防危 91】
 - 「給油取扱所空地地盤の舗装材」【S60.10.21 消防危 118】
 - 「給油取扱所の空地地盤舗装用補修材について」【S63.1.30 消防危 14】
- ク 給油空地等の滞留及び流出防止措置（危政令第17条第1項第5号、危規則第24条の17）【H18.5.10 消防危 113】
- (ア) 可燃性蒸気の滞留防止措置【H18.5.10 消防危 113】
- a 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
 - b 当該性能については、排出設備等の設備を設けて、これを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。
- (イ) 漏れた危険物の滞留防止措置【H18.5.10 消防危 113】
- a 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏れいした危険物が空地内に滞留しないこと。
 - b 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。
- (a) 道路のかさ上げと空地地盤の確保【S44.11.25 消防予 276】
- 給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等（かさ上げ等）のため、「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことに適合しなくなる場合は、次の i ~ iii に掲げる措置を講ずることができる。（第12-3図参照）
- i 改修等された道路と給油取扱所の境界部分の高低差が0.6m以下であること。
 - ii 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が固定給油設備の基礎（以下「アイランド」という。）の道路に面する側から2m以上離れていること。
 - iii 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。

第12-3図



参考通知

「道路の改修に伴うかさ上げ路面と給油取扱所の空地地盤面との高さについて」
【S44. 4. 24 消防予 130】

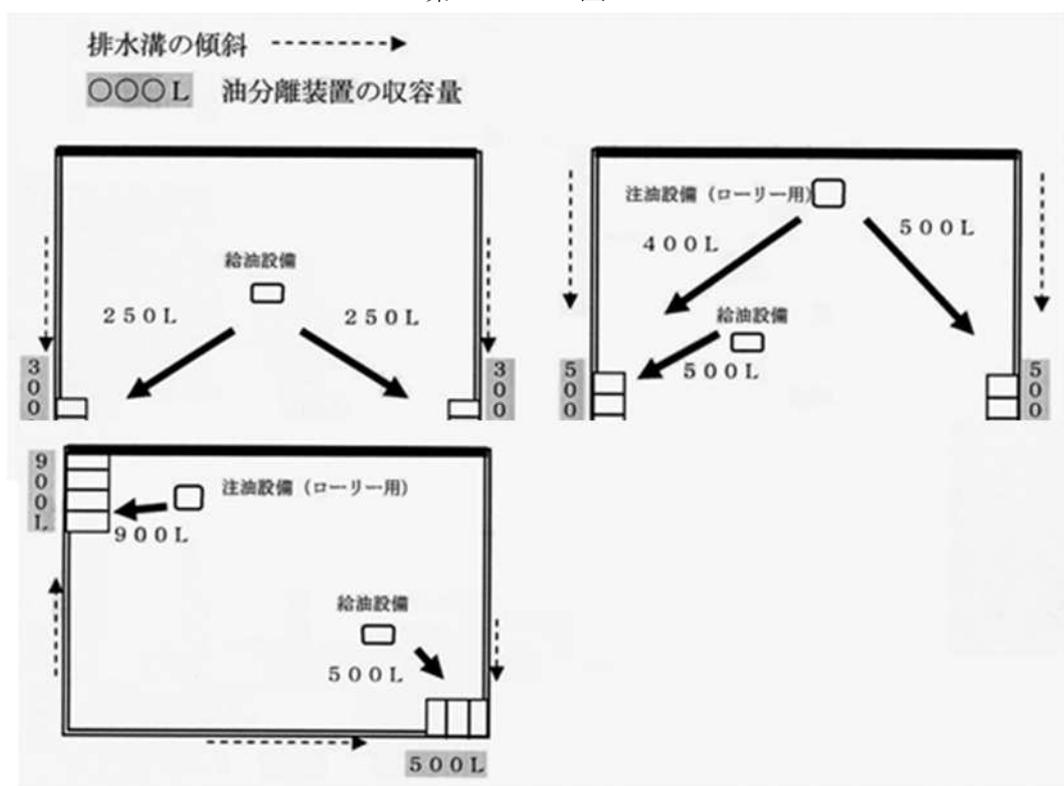
(ウ) 危険物等の流出防止措置【H18. 5. 10 消防危第 113 号】

a 収容

(a) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

次の図に示す貯留設備の設置は当該基準を満たすものと考えてよいこと。【H18. 9. 19 消防危第 191】（第12-4図参照）

第12-4図



(b) 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

(c) 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

b 貯留設備からの流出防止【H18. 5. 10 消防危 113】

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

(a) 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(b) 前(a)以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要がある。このための措置としては次のものが考えられること。

なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性

能を有しているとは考えられないこと。

- i 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。
 - ii 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。
- ケ タンクの位置及び構造（危政令第17条第1項第7号～第9号）
- (ア) 廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は、地下貯蔵タンクの例によるものであること。【S62.4.28 消防危38】
 - (イ) 配管の基準については、第3「製造所」の例によるが、次の事項にも留意すること。
 - a 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。
 - b 上屋上部等の配管は、直射日光により配管内の圧力が著しく上昇するおそれがあるため、断熱被覆を行うこと。

なお、この場合は、雨水が断熱材にしみ込み、配管を腐食させるおそれがあるため、配管にエポキシ塗装等により防食を行い、被覆外面に防水テープ等による防水措置を行うよう指導すること。

参考通知

- 「ガソリン計量機」【S39.12.18 自消丙予発153】
 - 「簡易タンクの固定給油設備の構造」【S41.7.26 自消丙予発90】
 - 「電氣的腐食のおそれのある場所等について」【S53.11.7 消防危147】
 - 「中仕切専用タンクによるガソリンと灯油等の取扱い」【S62.6.17 消防危60】
 - 「通気管の位置について」【S62.9.9 消防危91】
 - 「合成樹脂製の配管を用いる場合の保護措置について」【H30.3.29 消防危42】
- コ 建築物の用途制限（危政令第17条第1項第16号、危規則第25条の4）
- (ア) 危政令第17条第1項第16号の規定により給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が施行令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当するときは、法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。【R6.2.29 消防危40】

また、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途は、給油に付随しない業務も認められる。

 - (イ) 立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められない。【S62.4.28 消防危38】
 - (ウ) 危規則第25条の4第1項第2号に規定する「用途」には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれる。【S62.4.28 消防危38】
 - (エ) 危規則第25条の4第1項に規定する「用途」には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められない。【S62.4.28 消防危38】
 - (オ) 危規則第25条の4第1項第6号に掲げる用途については、施行令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。

なお、施行令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年消防予第41号・消防安第41号）1（1）によること。【R6.2.29 消防危40】

<例> 主たる用途：給油取扱所の事務所
機能的に従属する部分：給油取扱所の従業員用の診療室、託児室等

 - (カ) ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地等の直

近に設けない場合には、認められる。

なお、「直近に設けない」とは、ドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。【H9.3.25 消防危 27】

(キ) 営業時間外において、係員以外の出入りがあるときの措置については、次による。【R6.2.29 消防危 40】

a 危規則第40条の3の6の2第1号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等を想定したものであること。

なお、営業時間外において「給油空地」又は「注油空地」は、「その他危険物を取り扱う箇所」に該当しない。

b 危規則第40条の3の6の2第2号の「みだりに操作を行わせないための措置」は、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等を想定したものであること。

c 危規則第40条の3の6の2第3号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、施設の利用に供さない部分への施錠等を想定したものであること。

d 危規則第60条の2第1項第8号の5の「緊急時の対応に関する表示」の内容としては、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等が考えられること。

e 危規則第60条の2第1項第8号の5の「保安のための措置」としては、規則第40条の3の6の2各号の具体的な措置のほか、次の事項を定めること。

(a) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。

(b) 裸火の使用の禁止に関すること（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。

(c) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。

(d) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。

(e) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。

f e (e) の「火災予防上及び危険物の保安上の措置」としては、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化等が考えられること。

g その他

(a) 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要であること。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに入出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること。

(b) 祭礼やイベント等により一時的に給油取扱所を利用する場合は、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確にした上で、eの措置を確認する必要があること。

(c) 屋外での物品販売については、サ(イ)を参照すること。

(d) 変更許可を要する工事が発生する場合は、変更許可申請を要すること。

(ク) 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危規則第25条の4第1項第3号に規定する「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれる。【H14.2.26 消防危 29】

また、自動車の板金業務は、「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれるが、板金業務に伴い火花を発生するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底する。【H31.4.19 消防危 81】

(ケ) 危規則第25条の4第2項の面積制限を受ける部分に「自動車等の点検・整備を行う作業

場」は含まれるが、通常業務において顧客の作業場の出入りが係員の監督下に常時置かれ、かつ、顧客に対し安全上必要な注意事項が作業場に掲示されている場合、当該作業場を「面積制限を受ける部分以外の部分」とみなすことができる。【H13.11.21 消防危127】

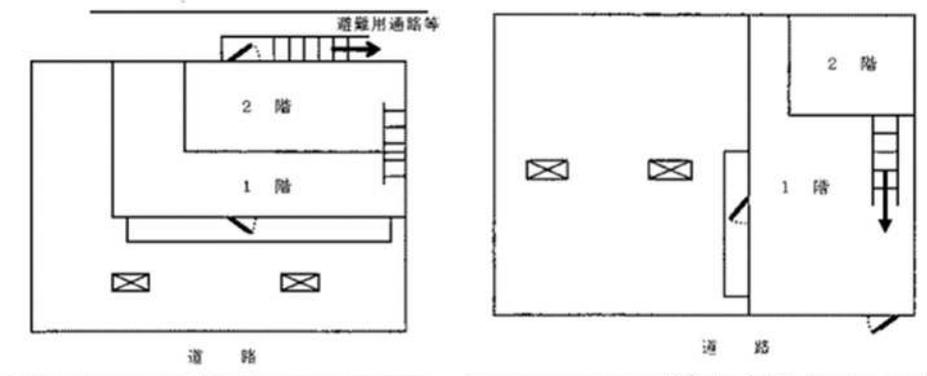
- (コ) 一の給油取扱所内に、危規則第25条の4第1項第2号に定める用途に供する建築物（給油取扱所の業務を行うための事務所）のほかに、同項各号の用途に供される建築物を設けることができる。この場合、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。【H31.4.19 消防危81】

サ 物品等の販売等の基準（危政令第27条第6項、危規則第40条の3の6）

- (ア) 危規則第40条の3の6第2項第1号の「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合」とは、次のとおり。【S62.4.28 消防危38】【H31.4.19 消防危81】（第12-5図参照）

- a 建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合
- b 建築物の2階から屋内階段で1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口（自動閉鎖式の特定防火設備）より避難することができる場合
- c 建築物の2階から屋外階段により給油取扱所の敷地内に降りた後、給油空地等を通ることなく給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合

第12-5図 敷地外へ直接避難できる構造例



- (イ) 屋外での物品の販売等の業務【R2.3.27 消防危88】

- a 危規則第40条の3の6第2項第2号に規定する「建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）」とは、給油空地等（車両導入路を含む。）、危政令第17条第2項第9号に規定する避難のための空地以外の場所とする。
- b レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等する場合、危政令第27条第6項第1号ワの規定によるほか、給油空地等以外の場所で固定給油設備から危規則第40条の3の4第1号で規定する「距離以内の部分」以外の場所、同条第2号で規定する「専用タンクの注入口から3m以内の部分」以外の場所及び「専用タンクの通気管から1.5m以内の部分」以外の場所とするよう指導する。◆
- c 自動車以外の物品を展示等する場合についても危規則第40条の3の4第2号に規定する場所は努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに注入する際は物品を移動させること。
- d 屋外では、裸火等の器具は使用しないものとする。また、第17「電気設備」に示す危険区域において電気設備を使用する場合、防爆構造とする。
- e 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ね

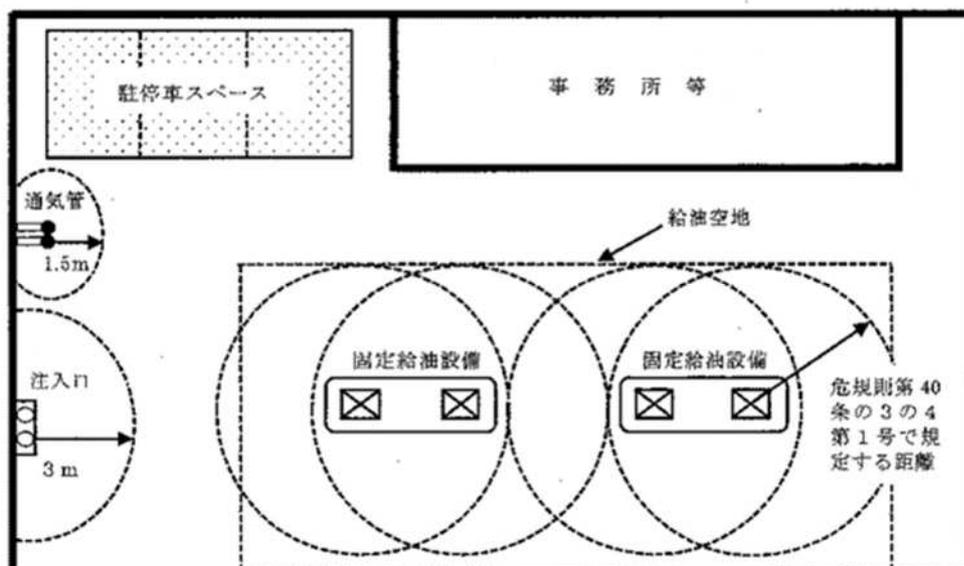
ないようにする等、延焼拡大の危険性を増大させない。

- f 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しない。
- g 物品販売等を行う場所は、人や車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することやロープ等で明確にするよう指導する。◆
- h 屋外での物品の販売等の際し簡易テント等の工作物を設置する場合は必要最小限とし、給油取扱所の営業終了時は収納するよう指導する。◆
- i 屋外での物品の販売等の業務の際し予防規程に定めるべき事項は、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日消防危第88号）によること。

(ウ) 給油のための一時的な停車を除く自動車の駐停車スペース【S62.4.28 消防危38】

自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、(イ) b で示す場所に白線で明確に区画された駐停車スペースを設けて、駐停車するよう指導する。(第12-6図参照) ◆

第12-6図 駐停車スペースの例



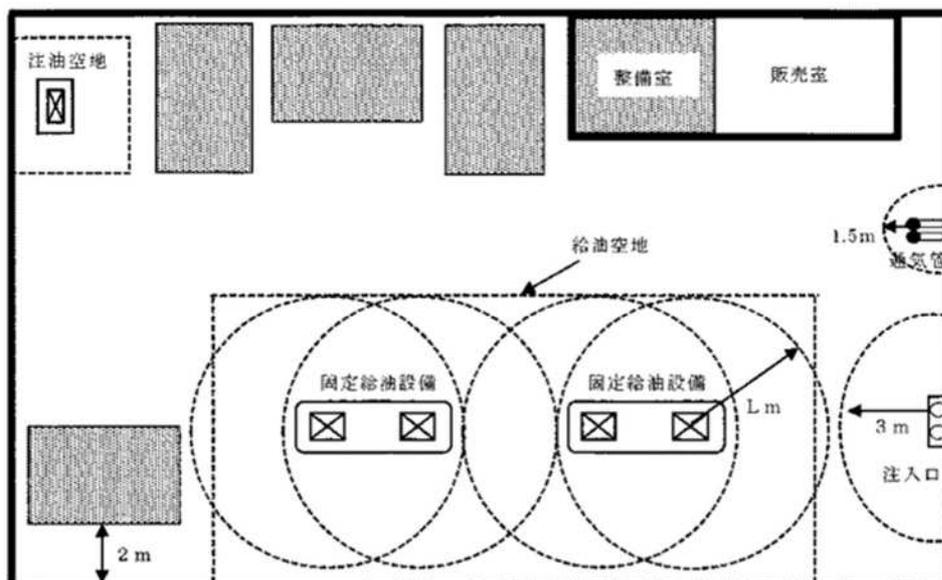
(エ) 自動車の保管場所

- a 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限る。
- b 自動車の保管場所は、(イ) b による。
- c 指定数量未満の移動タンク車の保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。【S62.6.17 消防危60】

(オ) 給油取扱所の一部に車両整備作業場等を設定する場合の条件

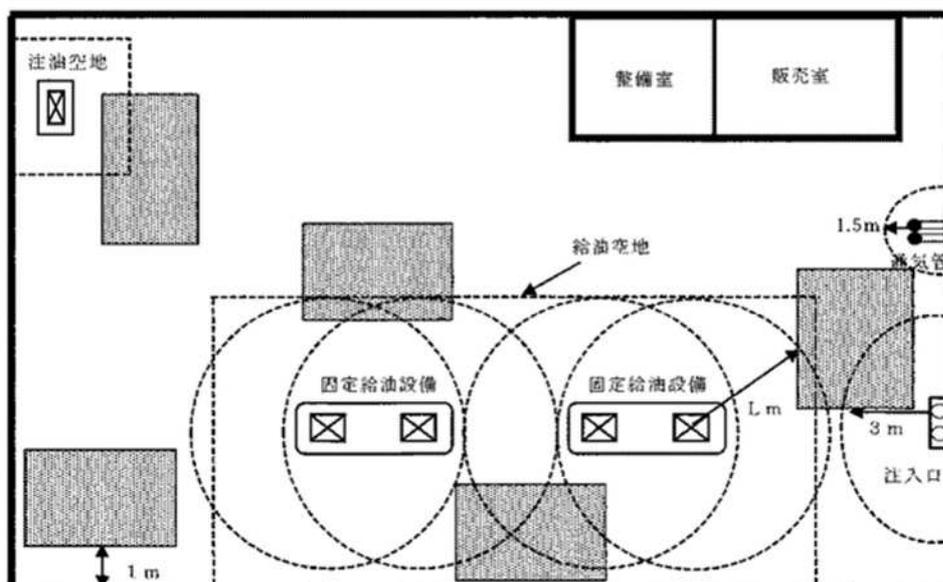
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、給油空地等以外の場所で、かつ、危規則第25条の5第2項第2号及び危規則第40条の3の4第2号に規定する場所以外に設定する。(第12-7図、第12-8図参照)

第12-7図 作業場等（網かけ部分）として認められる設置例



L：危規則第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-8図 作業場等（網かけ部分）として認められない設置例



L：危規則第25条の5第2項第2号イに規定する距離

シ 建築物の構造（危政令第17条第1項第17号、第18号）

(ア) 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。【H9.2.7 消防危7】

(イ) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次のa又はbの間仕切壁については、危政令第23条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認めて差し支えないものであること。【H9.3.26 消防危31】

- a 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
- b 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

- (ウ) 危政令第17条第1項第17号に規定する「自動車等の出入口で総務省令で定めるもの」とは危規則第25条の4第3項に定められた用途部分であり、防火設備の設置は除かれていること。したがって、危規則第25条の4第3項に定める用途以外の建築物の部分は不燃材以上で区画し、防火設備を設けなければならないこと。
- (エ) 危政令第17条第1項第17号に規定する建築物の内部構造については、次によること。
 (第12-9図参照)
- a 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口（第12-9図の①部分）に戸を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。【S62.6.17 消防危60】
- b 危政令第17条第1項第18号の「事務所その他火気を使用するもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第12-9図の②部分）については、危規則第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。
- c リフト室、雑品庫及びコンプレッサー室の内装は、不燃材料を用いるものとする。

第12-9図



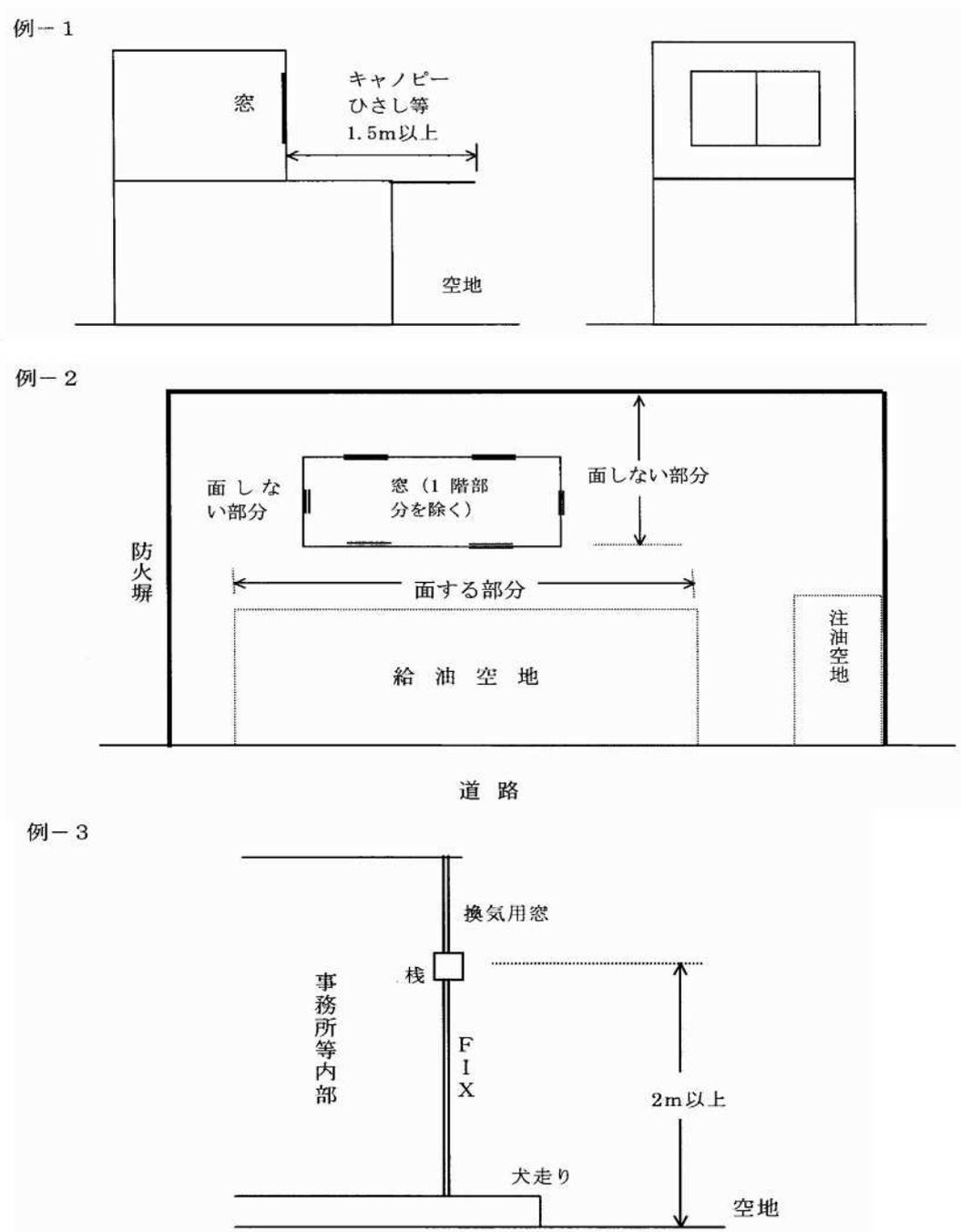
- (オ) 建築物の窓等の構造等については、次によること。
- a 原則
- (a) 窓は、はめごろし戸（FIX）とすること。
- (b) 建築物の外壁を兼ねる油庫の壁に設ける換気口等は、ファイヤーダンパー（FD）付きとすること。
- b 次の（a）～（c）のいずれかに該当する場合は、前 a（a）によらないことができる（第12-10図参照）。
- (a) キャノピー（建築物と接しているものに限る。）、庇等（1.5m以上）の上部にある窓。（第12-10図例-1）
- (b) 無用途の空間に面する窓（1階部分を除く。）（第12-10図例-2）

「無用途の空間」とは、給油空地又は注油空地に面していない部分をいう。

「面する部分」とは、例-2に例示する部分をいう。

(c) 空地から高さ2m以上の部分に設ける換気用窓。（第12-10図例-3）

第12-10図



(カ) 屋外に設ける階段は、不燃材料を用いるものであること。

(キ) 給油取扱所に設ける上屋については、次によること。

- a 上屋及びその支柱は耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、地震力及び風圧力による影響を考慮して安全上支障のない構造であること。
- b 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置に設けること。

- c キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。【H9.3.26 消防危31】【H13.3.16 消防危33】
- (a) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付け部が耐震性を有していること。
- (b) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
- (c) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- (d) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。
- (ク) 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式のものとされているが、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引きの自動ドア（電動式）を設けることができること。【S62.6.17 消防危60】
- (ケ) 給油取扱所において危政令第17条第1項第11号の事務所の出入口に自動ドアを設ける場合は、危規則第25条の4第5項第1号の構造を有するものであれば、引分けドアの使用を認めて差し支えない。【H17.12.19 消防危295】
- (コ) 1階販売室等の建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設ける場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすること。【S62.6.17 消防危60】
- (サ) 給油取扱所の敷地内に設ける雑品庫、廃タイヤ置場等は主要構造部を不燃材料とし開口部に防火設備等を設けた建築物内とすること。

参考通知

「給油取扱所に使用される耐火又は不燃材料について」【S58.11.7 消防危111】

「本社事務所等の区画への開口部の設置」【H元.5.10 消防危44】

「建築物内の2階本社事務所等の区画」【H元.12.21 消防危114】

「キャノピーに不燃性シートを用いることについて」【H4.2.6 消防危13】

ス 防火塀又は壁（危政令第17条第1項第19号）

(ア) 高さ【H18.5.10 消防危113】

- a 塀又は壁の高さが2mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式（危告示第4条の52第3項）を満たすかどうかにより、塀又は壁で2mを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。

b 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」参考資料2災害現象解析モデルの一例4.火災・爆発モデル（平成25年3月消防庁特殊災害室）に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

「石油コンビナートの防災アセスメント指針」

参考資料2 災害現象解析モデルの一例

4. 火災・爆発モデル

(1) 液面火災

ア. 火災の放射熱

火災から任意の相対位置にある面が受ける放射熱は次式で与えられる。

$$E = \phi \varepsilon \sigma T^4 \quad (\text{式 14})$$

ただし、

E：放射熱強度 (W/m²)

T：火炎温度 (K)

σ：ステファン・ボルツマン定数 (=5.67×10⁻⁸ W/m²K⁴)

ε：放射率

φ：形態係数(0.0~1.0の無次元数)

実用上は、燃焼液体が同じであれば火炎温度と放射率は変わらないと仮定し、 $R_f = \varepsilon \sigma T^4$ (W/m²) とおいて次式で計算してよい。

$$E = \phi R_f \quad (\text{式 15})$$

ここでR_fは放射発散度と呼ばれ、主な可燃性液体については表2に示すような値をとる。

表2 主な可燃性液体の放射発散度⁴⁾

可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)
カフジ原油	41	メタノール	9.8
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12
灯油	50	LNG (メタン)	76
軽油	42	エチレン	134
重油	23	プロパン	74
ベンゼン	62	プロピレン	73
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83

イ. 形態係数

① 円筒形の火災

円筒形の火災を想定し、図1に示すように火炎底面と同じ高さにある受熱面を考えたとき、形態係数は次式により与えられる。また、受熱面が火炎底面と異なる高さにある場合の形態係数の計算は図2のように計算する。

$$\phi = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left[\frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left(\sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right) - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left(\sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right) \right] \quad (\text{式 16})$$

$$A = (1 + n)^2 + m^2$$

$$B = (1 - n)^2 + m^2$$

$$m = H/R$$

$$n = L/R$$

ただし、

H：火炎高さ

R：火炎底面半径

L：火炎底面の中心から受熱面までの距離

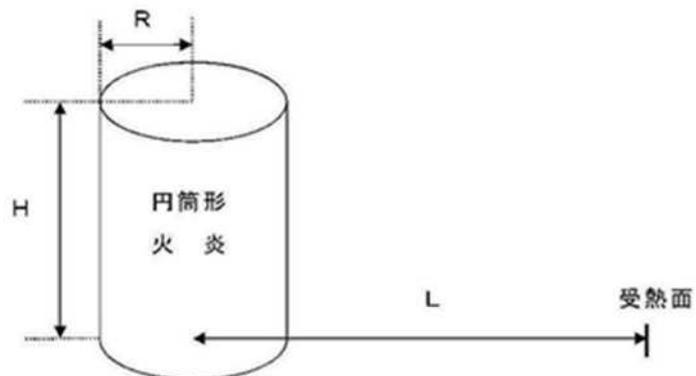


図 1 円筒形火炎と受熱面の位置関係

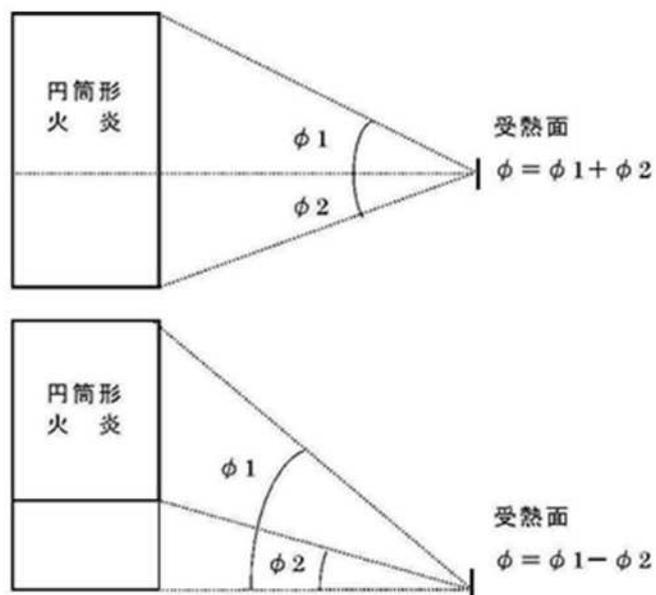


図 2 受熱面の高さによる形態係数の計算例

② 直方体の火炎

直方体の火炎を想定したときの形態係数は、図3に示すような受熱面の位置に対して次式により与えられる。

$$\phi = \frac{1}{2\pi} \left[\frac{X}{\sqrt{X^2+1}} \tan^{-1} \left(\frac{Y}{\sqrt{X^2+1}} \right) + \frac{Y}{\sqrt{Y^2+1}} \tan^{-1} \left(\frac{X}{\sqrt{Y^2+1}} \right) \right] \quad (\text{式17})$$

$$X = H/L$$

$$Y = W/L$$

ただし、

H：火炎高さ

W：火炎前面幅

L：火炎前面から受熱面までの距離

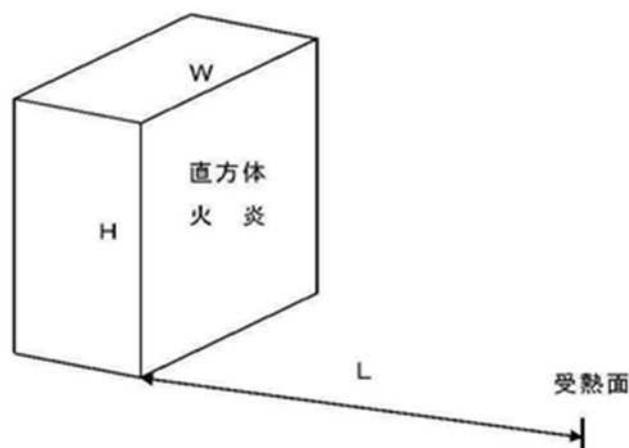


図3 直方体火炎と受熱面の位置関係

ウ. 火炎の想定

液面火災による放射熱を計算するためには火炎の形状を決める必要があり、一般に次のような想定がよく用いられる。

① 流出火災

可燃性液体が小さな開口部から流出し、直後に着火して火災となるような場合には、火災面積は次式で表わされる。

$$S = \frac{q_L}{V_B} \quad (\text{式18})$$

ただし、

S：火災面積 (m²)

q_L：液体の流出率 (m³/s)

V_B：液体の燃焼速度 (液面降下速度：m/s)

燃焼速度は、可燃性液体によって固有の値をとり、主な液体については表3に示すとおりである。

流出火災については、式18で得られる火災面積と同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍（ $m=H/R=3$ ）の円筒形火炎を想定して放射熱の計算を行う。

表3 主な可燃性液体の燃焼速度（液面降下速度）⁴⁾

可燃性液体	燃焼速度 (m/s)	可燃性液体	燃焼速度 (m/s)
カフジ原油	0.52×10^{-4}	メタノール	0.28×10^{-4}
ガソリン・ナフサ	0.80×10^{-4}	エタノール	0.33×10^{-4}
灯油	0.78×10^{-4}	LNG（メタン）	1.7×10^{-4}
軽油	0.55×10^{-4}	エチレン	2.1×10^{-4}
重油	0.28×10^{-4}	プロパン	1.4×10^{-4}
ベンゼン	1.0×10^{-4}	プロピレン	1.3×10^{-4}
n-ヘキサン	1.2×10^{-4}	n-ブタン	1.5×10^{-4}

② タンク火災

可燃性液体を貯蔵した円筒形タンクの屋根全面で火災となった場合には、タンク屋根と同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍（ $m=H/R=3$ ）の円筒形火炎を想定して放射熱の計算を行う。

③ 防油堤火災

可燃性液体が流出し防油堤や仕切堤などの囲いの全面で火災となった場合には、囲いと同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍（ $m=H/R=3$ ）の円筒形火炎を想定する。

エ. 火炎の規模による放射発散度の低減

液面火災では、火災面積（円筒底面）の直径が10mを超えると、空気供給の不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減する。したがって、このことを考慮せずに上記の手法で放射熱を計算すると、火災規模が大きいときにはかなりの過大評価となる。

実験により得られた火炎（燃焼容器）直径と放射発散度との関係を図4に示す。これによると、火炎直径が10mになると放射発散度の低減率は約0.6、20mで約0.4、30mで約0.3となる。

ただし、アルコールやLNGは燃焼しても黒煙が発生しにくいいため、放射発散度は低減しないものとするのが妥当である。

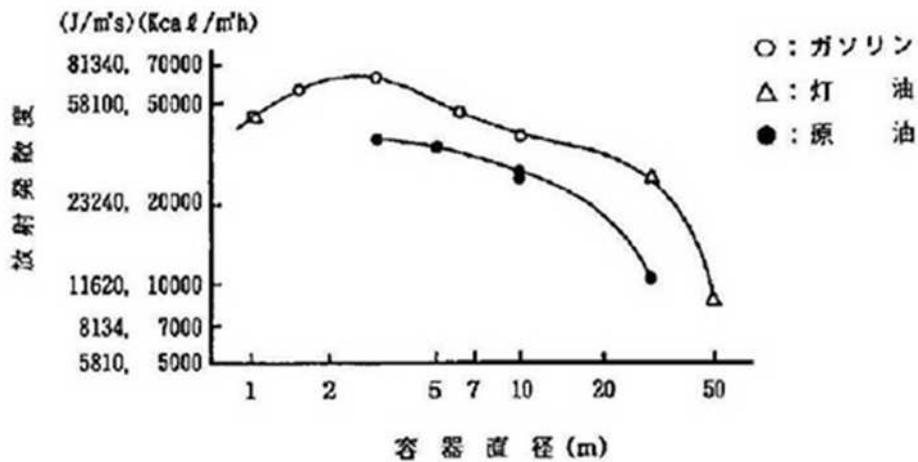


図4 火炎直径と放射発散度との関係⁵⁾

一方、平成10年から11年に石油公団（現石油天然ガス・金属鉱物資源機構）が消防研究所（現消防庁消防大学校消防研究センター）等と共同で行った燃焼実験の結果、燃焼容器直径（D）と放射発散度の低減率（r）の関係として次式が示されている（図5）。

$$r = \exp(-0.06D) \quad (\text{式 19})$$

式19によると、D=20m に対して r=0.3、D=30m に対して r=0.17 という低減率になるが、火炎直径の大きいところでのデータが少ないため、r=0.3 程度の値を下限としたほうがよいと考えられる。

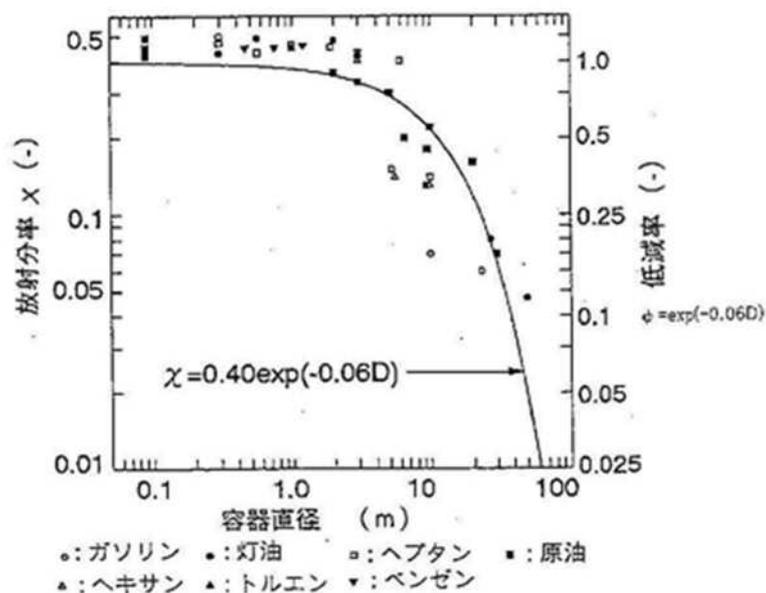


図5 各種燃料の放射分率と容器直径との関係⁶⁾

例 4-1) 2003 年の十勝沖地震で発生したナフサタンク（直径 42.7m、液面高 17.3m）の全面火災による図 6 の受熱面 1、2 の放射熱。

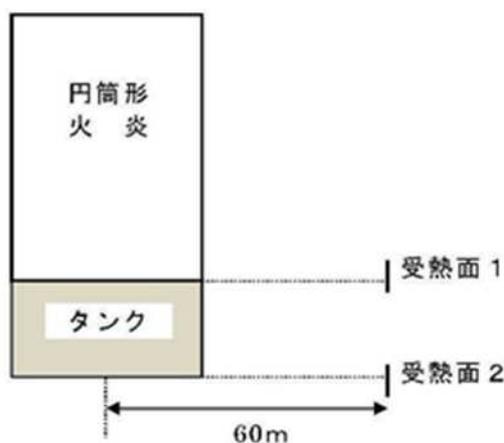


図 6 火炎と受熱面の位置関係

ナフサの放射発散度：58 kW/m²（表 2）

タンク半径：R = D / 2 = 21.4 m

放射発散度の低減率は、

$$r = \exp(-0.06 \times 42.7) = 0.08 \quad (\rightarrow \text{下限の } 0.3 \text{ とする})$$

放射発散度：R_f = 0.3 × 58 = 17.4 kW/m²

受熱面 1 における放射熱は、

$$\text{火炎高さ：} H = 1.5 \cdot D = 64.1 \text{ m}$$

$$m = H / R = 64.1 / 21.4 = 3.0$$

$$n = L / R = 60 / 21.4 = 2.8$$

$$A = (1 + n)^2 + m^2 = 23.5$$

$$B = (1 - n)^2 + m^2 = 12.3$$

$$\phi = 0.164 \quad (\text{式 } 16)$$

$$\text{放射熱：} E = 0.164 \times 17.4 = 2.9 \text{ kW/m}^2$$

受熱面 2 における放射熱は、まず、

$$\text{火炎高さ：} H = 64.1 + 17.3 = 81.4 \text{ m}$$

$$m = H / R = 81.4 / 21.4 = 3.8$$

$$n = L / R = 60 / 21.4 = 2.8$$

$$A = (1 + n)^2 + m^2 = 29.1$$

$$B = (1 - n)^2 + m^2 = 17.8$$

$$\phi_1 = 0.17 \quad (\text{式 } 16)$$

次に、

$$\text{火炎高さ} : H = 17.3 \text{ m}$$

$$m = H/R = 17.3/21.4 = 0.8$$

$$n = L/R = 60/21.4 = 2.8$$

$$A = (1+n)^2 + m^2 = 15.2$$

$$B = (1-n)^2 + m^2 = 3.9$$

$$\phi^2 = 0.085 \text{ (式 16)}$$

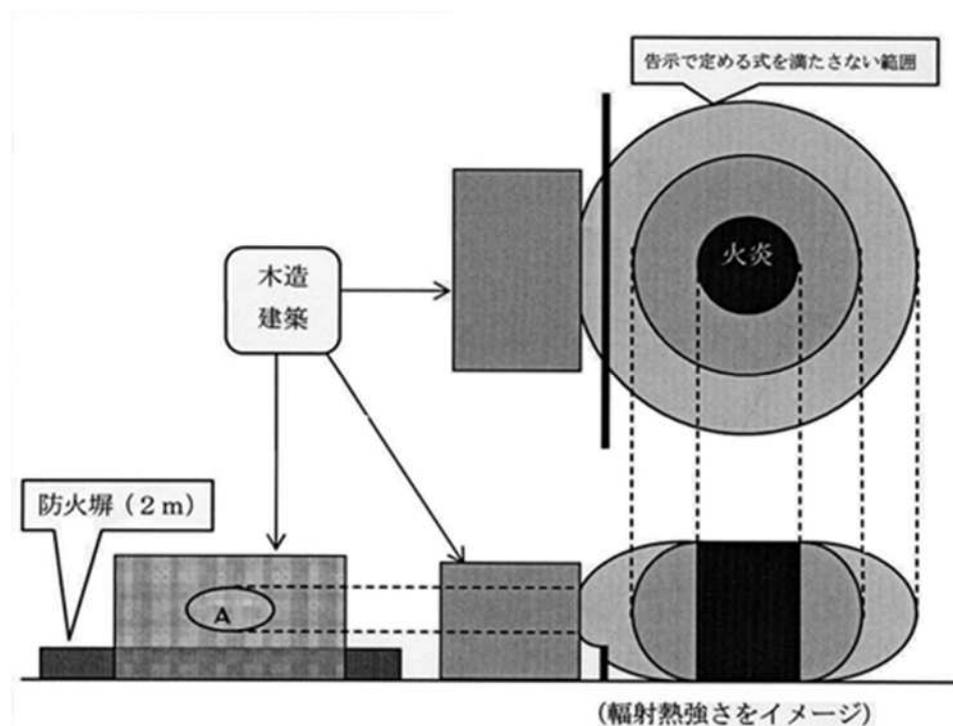
したがって、

$$\text{放射熱} : E = (0.17 - 0.085) \times 17.4 = 1.5 \text{ kW/m}^2$$

以上

- c 給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとしてよい。
【H18.9.19 消防危191】
- (a) 給油中、注油中の火災
過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。
- (b) 荷卸し中の火災
漏えい量を一のタンク室から荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。
- d 給油取扱所の扉又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図（第12-11図参照）の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について、輻射熱が危告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよい。【H18.9.19 消防危191】

第12-11図



- (a) 給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火災の範囲として輻射熱を求めてよい。【H18.9.19 消防危191】
- i 固定給油設備における火災想定
車両給油口の直下を中心とした円
 - ii 固定注油設備における火災想定
 - ① 容器に詰め替える場合
詰め替える容器を置く場所を中心とした円
 - ② 移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円
 - iii 注入口における火災想定
移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円
- (イ) 扉又は壁に設ける開口部 【H18.5.10 消防危113】
- a 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の

給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が危告示で定める式を満たすものであること。

この場合において、危告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができる。

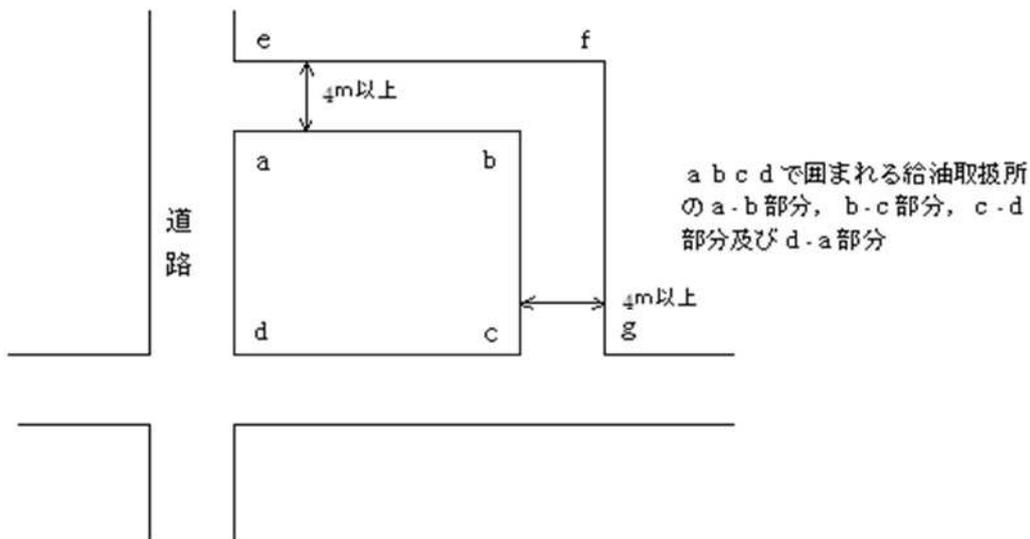
- b 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて危告示で定める式を満たすこと。
- (ウ) 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の窓の高さは、2 m以上とすること。
ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
- (エ) 「自動車等の出入する側」とは、幅員が4 m以上の危規則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。【S51. 11. 16 消防危 94】

なお、第12-12図のa b c - e f gで囲まれる部分、第12-13図のa b c d - e f g hで囲まれる部分、第12-14図のa b g - e f 又は第12-15図のb c - f gで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないことができること。

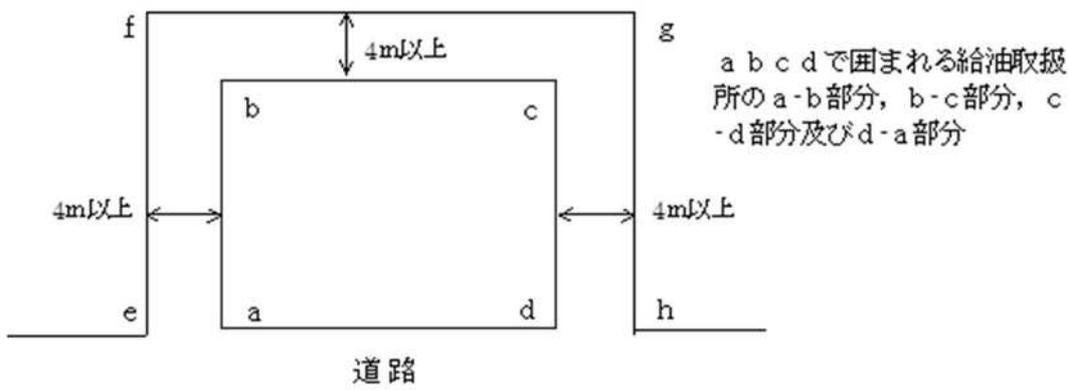
【H9. 3. 25 消防危 27】【H10. 10. 13 消防危 90】

また、道路と給油取扱所の敷地は排水溝等で明確に区分し、必要に応じ道路の角きり等を指導すること。

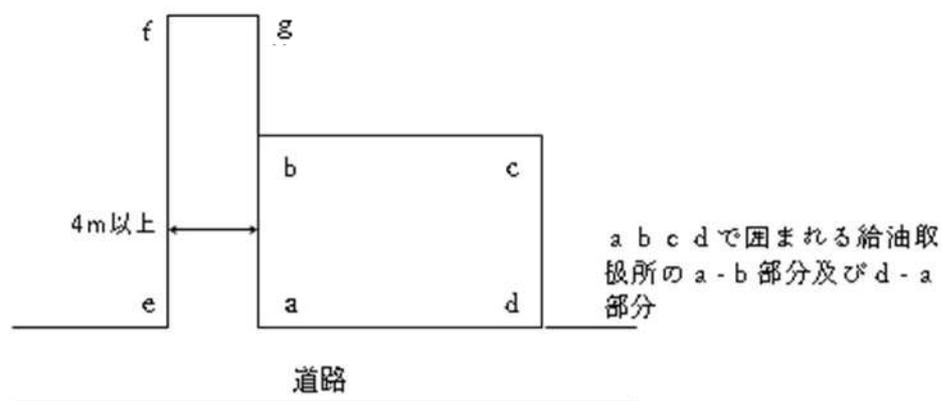
第12-12図



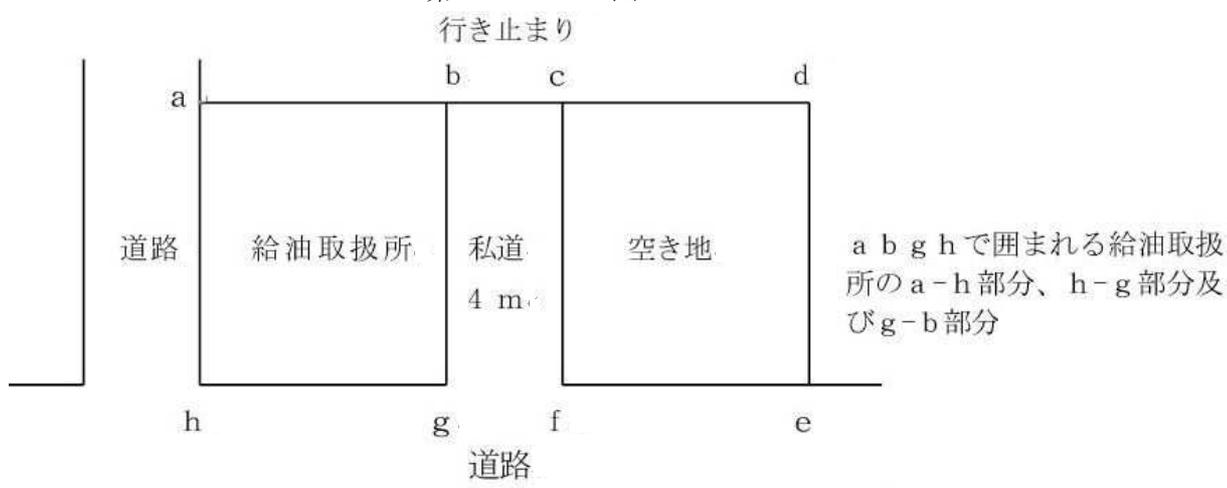
第12-13図



第12-14図



第12-15図



(オ) 危規則第25条の4の2第1号に定める防火設備のはめごろし戸は、交通事故防止等必要やむを得ない場合に限り、認めて差し支えないものであること。

参考通知

- 「事務所等を耐火構造又は不燃材料とした場合の塀の免除について」【S37.4.6 自消丙予発 44】
- 「自動車等の出入りする側」【S37.4.6 自消丙予発 44】
- 「延焼のおそれのある建築物」【S37.4.6 自消丙予発 44】
- 「給油取扱所の周囲に設ける塀の高さ」【S39.5.23 自消丙予発 43】
- 「塀の高さ」【S39.5.29 自消丙予発 47】
- 「塀にガラスブロックを使用することについて」【S40.6.21 自消丙予発 110】
- 「給油取扱所の敷地内を通行路としている駐車場」【S40.8.26 自消丙予発 139】
- 「給油取扱所とLPスタンドとの間の防火塀」【S42.11.29 自消丙予 98】
- 「給油取扱所等の一部をLPG搬出入専用通路に使用」【S43.4.16 消防予 114】
- 「給油取扱所とLPスタンドを併設する場合の防火塀の設置免除について」【S44.4.4 消防予 90】
- 「給油取扱所の敷地範囲」【S45.6.12 消防予 122】
- 「給油取扱所の隣地に他用途のものがある場合に開口部を設けることについて」【S46.4.23 消防予 65】
- 「自動車等の出入りする側の道路について」【S61.5.29 消防危 57】
- 「避難用出入口の設置」【S62.6.17 消防危 60】

「上屋等に壁が近接している場合について」【H元.3.3 消防危 15】

「塀又は壁が近接する場合について」【H元.5.10 消防危 44】

「大型店舗等の駐車場内に給油取扱所を設置する場合の防火塀の取扱いについて」【H17.12.19 消防危 295】

「塀又は壁に視認性確保のために設ける措置について」【H30.3.29 消防危 42】

セ ポンプ室等の構造（危政令第17条第1項第20号）

（ア）危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。【H元.3.3 消防危 15】

（イ）同号ロに規定する「危険物を取り扱うために必要な採光、照明」は、照明設備を設けた場合、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備は必ずしも設けなくてよいこと。【H元.5.10 消防危 44】

（ウ）同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とし、また、「屋外に排出する設備」の屋外には、給油空地に面する部分も含むものであること。【H元.5.10 消防危 44】

参考通知

「三方が囲まれた部分」【H元.5.10 消防危 44】

「危険物を取り扱う室」【H元.5.10 消防危 44】

「ポンプ室等について」【H元.5.10 消防危 44】

「ピットへのためますの設置」【H2.3.31 消防危 28】

ソ 電気設備（危政令第17条第1項第21号）

危政令第17条第1項第21号の電気設備は、第17「電気設備」の例による。

参考通知

「給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」【S40.10.12 自消丙予発 157】

「危険物給油取扱所におけるロードヒーティングの取扱いについて」【S42.7.25 自消丙予発 55】

「高電圧利用による電撃殺虫器の設置」【S43.7.31 消防予 180】

「給油取扱所のコンピューター端末機設置について」【S55.11.21 消防危 141】

「給油取扱所のコンピューター端末機設置に伴うカードリーダー部のボックス設置について」【S56.5.9 消防危 58】

「磁気カードリーダー付給油ノズルの取扱いについて」【S56.5.9 消防危 59】

「給油取扱所のコンピューター端末機の設置に伴う外付ポストの位置について」【S57.3.31 消防危 43】

「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備について」【S62.4.28 消防危 38】

「電気設備に係る事項」【H5.9.2 消防危 68】

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」【H30.8.20 消防危 154】

タ 附随設備等（危政令第17条第1項第22号及び第23号）

（ア）危政令第17条第1項第22号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。【S62.4.28 消防危 38】

（イ）門型洗車機の固定給油設備等までの距離については、可動範囲までとすること。【S62.4.28 消防危 38】

（ウ）自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式、電動式）、ピット、オイル

チェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。【S62.4.28 消防危38】

- (エ) 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第12-1表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。
【S62.4.28 消防危38】

第12-1表

危険物を収納する部分の容量	板厚
40ℓ以下	1. 0mm以上
40ℓを超え100ℓ以下	1. 2mm以上
100ℓを超え250ℓ以下	1. 6mm以上
250ℓを超えるもの	2. 0mm以上

- (オ) 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
【S62.4.28 消防危38】
- (カ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。【S62.4.28 消防危38】
- (キ) 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。【S62.4.28 消防危38】
- (ク) 洗車排水処理循環装置
給油取扱所内に洗車排水処理循環装置を設ける場合は、次によること。【S52.4.5 消防危61】
- a 装置は、漏水するおそれのない構造であること。
 - b 装置は、転倒することがないように堅固に固定すること。

参考通知

- 「附随設備に収納する危険物の数量について」【S37.4.6 自消丙予発44】
- 「混合油調合器の設置」【S37.4.6 自消丙予発44】
- 「洗車用温水ボイラーの設置について」【S46.6.29 消防予135】
- 「熱風器をもつ洗車設備の設置について」【S47.2.10 消防予54】
- 「給油取扱所におけるサービス用設備の設置について」【S57.7.27 消防危78】
- 「給油取扱所における自動洗車機の設置について」【S58.11.15 消防危117】
- 「固定給油設備と整備用リフトとの離隔距離」【H元.5.10 消防危44】

チ 附随設備以外の設備

- (ア) 給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。【S62.4.28 消防危38】
- (イ) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備等への衝突を招来しかねないような設備をいうものであり、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー、自動釣銭機、プリペイドカード販売機等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。
- また、低樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。【S62.4.28 消防危38】
- (ウ) 厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例によるものであること。

【S62. 4. 28 消防危 38】

- (エ) ルームクーラー等については、次によること。
- a ルームクーラー及び換気扇は、固定給油設備等に面する側には設けないこと。
ただし、1.5 m以上の高さに設ける場合はこの限りではないこと。
 - b ルームクーラーの貫通（枠）については、不燃材料を用いること。
- (オ) ボイラー及び自家発電機等の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。
- a ボイラー室等は、引火性蒸気の流入するおそれがなく、かつ、耐火構造の専用室とすること。
 - b 燃料の供給は、給油取扱所に設けた燃料用地下貯蔵タンクのほか、専用タンクからも行うことができるものであること。
- (カ) ヒートポンプ冷暖房器の設置については、火災予防条例によるほか、次によること。
- a 屋外の地上に設けるものは、給油空地等以外の安全上支障のない位置とし、高さ2 m以上の不燃材料の塀を設け出入口等には防火設備を設けること。
 - b 屋上、屋根上に設けるものは、給油空地等に面しない（給油空地等に面する側に防火上有効な塀等を設けた場合を含む。）防火上安全な位置とすること。

参考通知

- 「給油取扱所内の建築物に設けるボイラー」【S37. 4. 6 自消丙予発 44】
- 「看板の設置」【S44. 5. 23 消防予 168】
- 「給油取扱所の構造設備（看板類）について」【S45. 8. 4 消防予 160】
- 「給油取扱所に設ける看板の材質について」【S45. 11. 21 消防予 231】
- 「給油取扱所敷地内に設ける花壇等について」【S46. 4. 23 消防予 65】
- 「看板の取付け位置及び材質について」【S47. 1. 12 消防予 30】【S47. 2. 10 消防予 55】
- 「給油取扱所内の事務室の暖房用に使用するボイラー室の設置」【S52. 11. 26 消防危 170】
- 「給油取扱所に設置する太陽ヒーター」【S56. 8. 14 消防危 103】
- 「クイックサービス用ユニットの設置」【S62. 6. 17 消防危 60】
- 「定期点検整備」【S62. 6. 17 消防危 60】
- 「指定数量未満の家庭用塗料の販売」【S62. 6. 17 消防危 60】
- 「公衆電話ボックス又は郵便ポストの設置について」【S62. 6. 17 消防危 60】
- 「内燃機関による自家発電設備の設置について」【H4. 2. 6 消防危 13】
- 「充電設備の基準等の運用指針について」【H6. 3. 29 消防危 29】
- 「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」【H27. 6. 8 消防危 135】

ツ 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。【H18. 5. 10 消防危 113】

- (ア) 危規則第24条の17第2号に規定する貯留設備（油分離装置及び排水溝）は、第3「製造所」4（1）キの例による。
- ただし、洗車機等を設置する場合の油分離装置は、関係部局等の指導を受けること。
- (イ) 合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。
- 【S47. 5. 4 消防予 97】

参考通知

- 「硬質塩化ビニール製油分離装置の設置について」【S49. 10. 16 消防予 121】
- 「油分離装置の構造等」【S51. 12. 1 消防危 104】

「油分離装置について」【H 元. 3. 3 消防危 15】

テ 標識及び掲示板

危政令第 17 条第 1 項第 6 号に規定する標識及び掲示板は、次によること。

- (ア) 給油取扱所である旨の標識に記載する文字は「危険物給油取扱所」とすること。
- (イ) 掲示板は、当該施設で取り扱う危険物の種類、品名及び取扱最大数量並びに保安の監督をする者の氏名を表示するもの、危険物に対する注意事項を表示するもの及び「給油中エンジン停止」の 3 種類が必要であること。
- (ウ) その他については、第 3 「製造所」 4 (1) ウの例による。

ト 専用タンク及び廃油タンク等

- (ア) 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。【S62. 4. 28 消防危 38】
- (イ) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。【S62. 4. 28 消防危 38】
- (ウ) 通気管の先端の位置は、敷地境界線から 1. 5 m 以上離すこと。
- (エ) 第 1 石油類、第 2 石油類の地下タンクについては、危規則第 40 条の 6 の規定に基づく移動タンク貯蔵所の接地導線と接続する接地電極を注入口付近の適切な位置に設けること。

参考通知

- 「簡易タンクのための給油取扱所」【S35. 4. 7 国消乙予発 24】
- 「地域指定の変更による簡易タンクの撤去」【S35. 5. 14 国消乙予発 31】
- 「専用タンクに結合された簡易タンクの設置」【S41. 2. 3 自消丙予発 15】
- 「敷地外にある地下専用タンクについて」【S42. 10. 23 自消丙予発 88】
- 「給油取扱所に設ける暖房設備の燃料供給方法」【S43. 6. 5 消防予 157】
- 「地下タンクと屋外貯蔵タンクとの接続について」【S51. 7. 12 消防危 23-12】
- 「専用タンクと接続できる敷地外の貯蔵タンクの容量について」【S56. 6. 16 消防危 70】
- 「廃油タンク等について」【S62. 6. 17 消防危 60】
- 「タンク相互間の液面レベルを均一化するための自動移送装置の設置について」【H4. 2. 6 消防危 13】

ナ 可燃性蒸気流入防止構造

危規則第 25 条の 4 第 5 項の規定による犬走り又は出入口の敷居にスロープを設ける場合は、次によること。【H9. 3. 14 消防危 26】

- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが 15 cm 以上であること。
 なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15 cm 以上となるところまでをスロープとみなすものとする。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

参考通知

「蒸気の流入防止構造について」【S37. 4. 6 自消丙予発 44】

ニ 給油取扱所で塗装作業を行う場合の基準 【H14. 2. 26 消防危第 29】

(ア) 基本的事項

- a 塗装作業の範囲は、次の項目とする。
 - (a) 塗装の前処理として必要な最小限の加工処理（アセチレン等の裸火を使用した溶接・溶断作業は認められない。）
 - (b) 塗装処理
 - (c) 塗装後の乾燥処理

(d) 塗装に使用する塗料の保管及び調色

b 塗装作業に伴う危険性について

作業区分に応じた具体的な作業内容等に対する危険性は、次の第12-2表のとおり。

第12-2表

区分	具体的な作業内容等	予想される危険性
加工処理	加工において火花を生ずる器具等を使用する。	作業場所に可燃性蒸気が流入し、又は滞留していた場合、引火する。
燃焼機器等	塗料剥離剤を使用する。	可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する。）。
塗装処理	スプレーガンを使用して塗装する。 サフエーサーを使用する。	可燃性微粉が著しく浮遊する（火源があれば引火する。）。 静電気の発生により引火する。 出入口を開放した状態で作業を行った場合、可燃性微粉が流出する
乾燥処理	ヒーター、ドライヤーを使用して乾燥する。	可燃性微粉が浮遊（残存）した状態でヒーター等を使用した場合、引火する。 出入口を開放した状態で作業を行った場合、可燃性蒸気が流入する。
調色処理	必要な色の塗料を調色する。	可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する。）。 静電気の発生により引火する。
塗料の保管	缶入り塗料・シンナー等を保管する。 塗料の固形防止のため、常時機械的に攪拌させる。	容器の破壊、密閉不良により可燃性蒸気が滞留する（火源があれば引火する。）。 静電気の発生により引火する。

c 既存の基準等の準用

新たな塗装作業は、給油取扱所として許可された施設内で行われることから危政令第17条、給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日消防危第38号）及び給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（平成元年3月3日消防危第15号）に定める基準を基本とし、更に危規則第28条の55（吹付塗装作業等の一般取扱所の特例）に定める基準を準用する。

また、塗装作業に対する消火設備の設置については、法第9条の4及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第10条の基準を準用する。

(イ) 基準の適用対象範囲について

作業内容及び予想される危険性を考慮し、次の(ア)～(ウ)の作業はそれぞれ別々の作業場所で行うこととし、作業場所を兼用することは認められない。ただし、可燃性蒸気等が滞留及び流入するおそれのない場合は、加工処理、塗装及び乾燥処理の作業場所を兼用することができる。

a 加工処理を行う場所

- b 塗装及び乾燥処理を行う場所
c 塗料の調色処理及び保管を行う場所

(ウ) 塗装を行う各作業場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、次の第12-3表によること。

第12-3表

構造等の基準	理由又は参照条文等	適用場所		
		加工	塗・乾	調・保
位置については、固定給油設備及び道路境界から一定の距離を保つこと。	危規則第25条の5第2項第2号	○	○	○
他の部分と防火上有効に区画する。	危政令第17条第1項第17号 危政令第24条第2号 危政令第27条第4項第1号 昭和62年消防危第38号第4、1(3)ウ	不燃材料	不燃材料	不燃材料
出入口には随時開けることができる自動閉鎖の（自動車等の出入口を除く。）特定防火設備を設ける。	危政令第17条第1項第17号 危規則第28条の55第2項第4号 昭和62年消防危第38号第4、1(3)ウ	○	特定防火設備	○
出入口以外の開口部を設けない（※1 塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓及び換気設備等の吸気、排気口を除く。）。	危規則第28条の55第2項第3号	—	○	○
床は危険物が浸透しない構造とするとともに、傾斜、貯留設備を設ける。	危政令第17条第1項第20号イ 危規則第28条の55第2項第5号	※2	○	○
採光、照明及び換気の設備を設ける。	危政令第17条第1項第20号ロ 危規則第28条の55第2項第6号	※2	○	○
可燃性蒸気及び微粉を排出する設備を設ける。	危政令第17条第1項第20号ハ 危規則第28条の55第2項第7号	※3	○	○
電気設備（器具）は防爆構造とする。※4	危政令第17条第1項第21号	※3	○	○
第5種消火設備を設ける。	法第9条の4 消防法施行令第10条第1項第4号	※2	○	○

※1 塗装作業の安全確認上必要最小限度の窓は防火設備（はめ殺し窓）とすること。換気設備等の吸気、排気口は特定防火設備を設けること。

※2 危険物の取扱いを行う場合に適用する。

※3 危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

※4 乾燥処理に使用するヒーター・ドライヤーについては、危険範囲（60cm）以上の位置にある場合は防爆構造としないことができる。

注) 塗装ブースの構造は不燃材料とし、ブース内の可燃性蒸気等を有効に排出できる設備を設けること。

(エ) 塗装作業の基準については、次の第12-4表によること。

第12-4表

作業の基準	理由又は参照条文等	適用部分		
		加工	塗・乾	調・保
みだりに火気を使用しない。	危政令第24条第2号	※	○	○
火花を発する機械器具、工具等を使用しない。	危政令第24条第13号	※	○	○
出入口を閉鎖した状態で作業を行う。	昭和62年消防危第38号第4、1(3)ウ	○	○	○
可燃性蒸気を発するおそれのある作業を行う場合は十分な換気を行う。	昭和62年消防危第38号第4、1(3)オ	※	○	○
他の容器入危険物との合計量を指定数量未満とする。	昭和62年消防危第38号第2、1	—	○	○

※危険物の取扱いによる可燃性蒸気の発生（滞留）が予想される場合に適用する。

(オ) その他

- a 前(ウ)及び前(エ)に掲げる基準のほか、新たに作業待ち車両等の駐車スペース（車両置場）の確保が必要となる場合は、給油空地及び注油空地以外の部分で給油等に支障のない場所を選定するとともに、確保した駐車スペース（車両置場）を地盤面にペイント等により明確に表示すること。
- b 許可にあたっては、塗装作業に使用する電気設備及び火気使用設備の仕様書等並びに塗装作業方法・作業手順を明記した書面を提出させ、審査すること（許可の対象とする。）。
- c 塗装区画面積は塗装車両1台が有効に作業できる面積とし最低6m×4mを確保すること。
- d 排出塗料等は、屋外の防火上安全な場所に排出し飛散させることなく排出塗料回収措置（回収フィルター等）を講じること。
- e 給油取扱所での板金作業については、塗装作業に必要な最小限の加工処理のみを認め、これ以外の板金作業は認めないこと。

又 その他

呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保策は、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（平成28年3月25日消防危第44号）によること。

(2) 危政令第17条第2項を適用する屋内給油取扱所

屋内給油取扱所の基準は、前4(1)によるほか、次によること。

ア 定義

屋内給油取扱所は、建築物内に設けられた給油取扱所と規則第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が3分の1を超えるものであること。（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災予防上安全であると認められるものを除く。）

（ア）危規則第25条の6に規定する水平投影面積の算定は、建築物のひさし、はり、屋外階段、オーバーハング部分、トラス、ルーバー等を算入するものとする。

ただし、はり及びトラス（部材幅寸法50cm以上のもの）については、これらの本体部分の面積のみを算入することとし、吹抜け部分は算入しないものとする。【H元.5.10 消防危44】

（イ）危規則第25条の6に規定する給油取扱所の用に供する床又は壁で区画された部分には油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。【H6.3.11 消防21】

参考通知

「二面開放について」【H元.5.10 消防危44】

「屋内給油取扱所の別棟の建築物等の構造」【H元.5.10 消防危44】

「上屋と塀との間の開口部」【H元.5.10 消防危44】

「給油取扱所の技術上の基準に係る運用」【H元.11.7 消防危98】

「屋内給油取扱所の定義に関する事項」【H6.3.11 消防危21】

イ 建築物の用途制限（危政令第17条第2項第1号）【H元.3.3 消防危15】

消防法施行令別表第1（6）項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には給油取扱所を設置できないものであること。

ただし、当該部分が事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとし、屋内給油取扱所の設置が認められるものであること。【H元.3.3 消防危15】

参考通知

「屋内給油取扱所に係る事務所等の建築物の構造」【S62.9.9 消防危91】

「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分について」【H元.5.10 消防危44】

「屋内給油取扱所の屋上に設ける貸駐車場」【H元.5.10 消防危44】

「敷地外から張り出した建築物」【H元.5.10 消防危44】

ウ タンクの構造（危政令第17条第2項第2号、第3号）

専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備は、地下タンク貯蔵所の基準の一部が準用されること。

参考通知

「電氣的腐食のおそれのある場所等について」【S53.11.7 消防危147】

エ 過剰注入防止装置（危政令第17条第2項第4号）

危政令第17条第2項第4号に規定する過剰な注入を自動的に防止する設備としては、次のものが含まれるものであること。【H元.5.10 消防危44】

（ア）専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。

（イ）設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。

オ 建築物の構造（危政令第17条第2項第5号、第6号、第7号、第7号の2、第8号）

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね1m以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とする。

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けない。【H元.5.10 消防危44】

カ 屋内給油取扱所の開放性と講ずべき措置（危政令第17条第2項第9号、第10号）

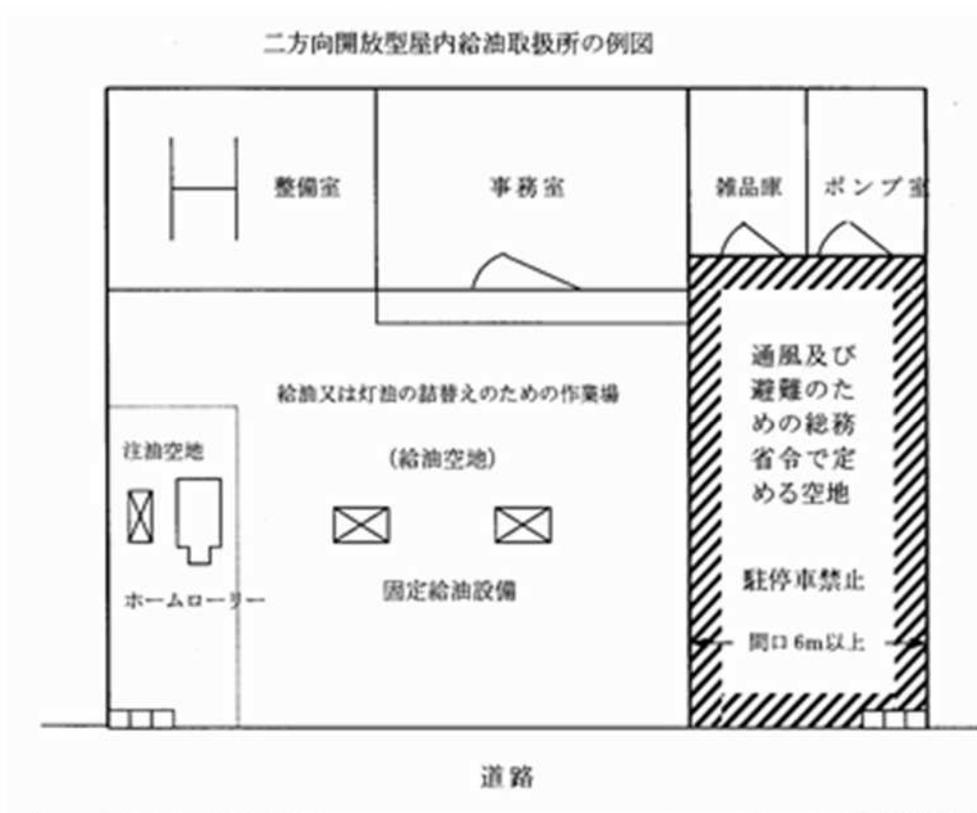
（ア）二方が開放されている屋内給油取扱所の空地

a 屋内給油取扱所は、通風及び避難上の観点から二方を開放するため壁を設けないことと

されていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており他の一方が通風及び避難のための空地（危規則第25条の8に定める空地）に面しているものは二方が開放されている屋内給油取扱所とみなすこと。【H元.3.3 消防危15】

- b 危規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。【H元.3.3 消防危15】
- c 危規則第25条の8第2号に規定する通風及び避難のための空地は、自動車等が出入りするための空地と重複しないよう設けるものとし、空地内は機器及び物品を存置してはならないこと。【H元.5.10 消防危44】（第12-16図参照）

第12-16図



(イ) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

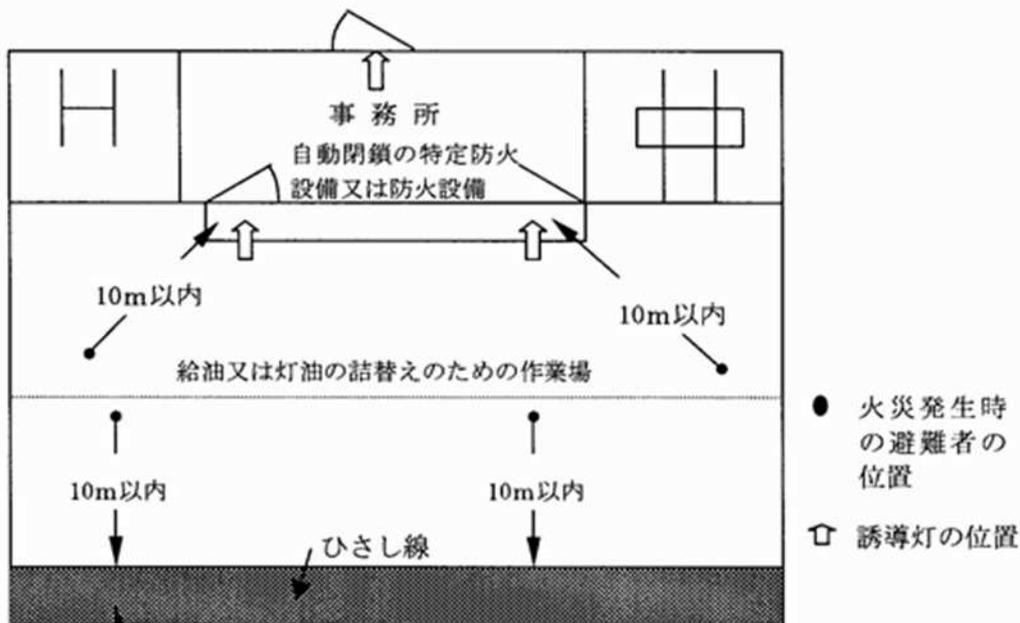
- a 危規則第25条の9第1号に規定する給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場から安全に避難できる措置は、概ね次のような例をいうものであること。（第12-17図参照）

第 12 - 17 図

一方開放型屋内給油取扱所避難経路のパターン図

（規則第 25 条の 9 第 1 号イ）避難口（直接敷地外に通じていること。）

（自動閉鎖の特定防火設備）



自動車等の出入りする側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所（規則第 25 条の 9 第 1 号ロ）

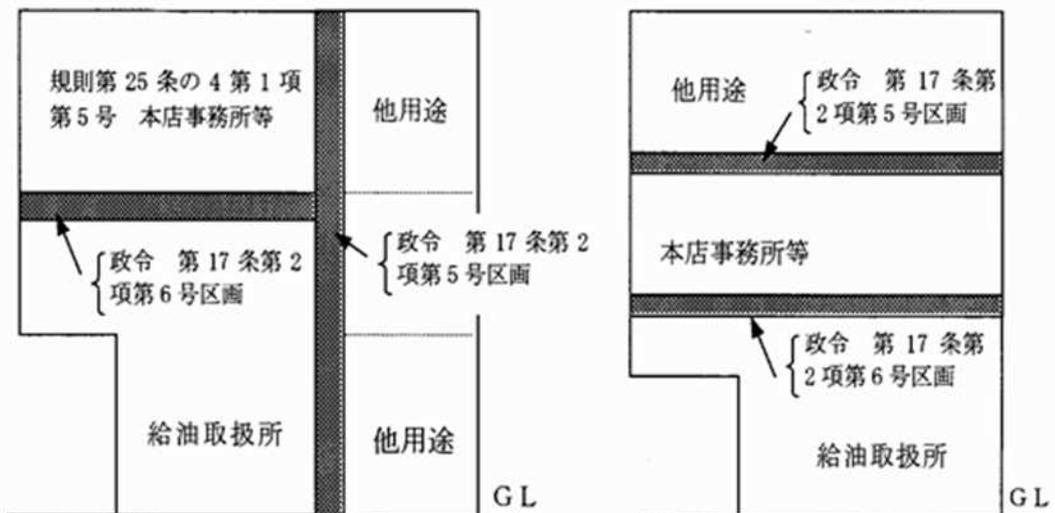
- b 危規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する「敷地外へ直接通ずる」とは、給油取扱所外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。【H 元. 3. 3 消防危 15】
- c 危規則第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであること。【H 元. 3. 3 消防危 15】
- d 危規則第 25 条の 9 第 3 号に規定する可燃性蒸気を回収する設備（危規則第 20 条第 3 項第 3 号）には、可燃性蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備が含まれるものであること。【H 元. 3. 3 消防危 15】
- e 危規則第 25 条の 9 第 4 号に規定する可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性蒸気の漏洩を検知し一定の濃度に達した場合に警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること。【H 元. 5. 10 消防危 44】
 - (a) 警報設置値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、概ね爆発下限界の 4 分の 1 以下の値であること。
 - (b) 防爆性能を有すること。
 - (c) 警報を発した後は、濃度が変化しても所要の措置を講じない限り警報を発し続けるものであること。
 - (d) 検知部取付場所は、概ね地盤面から 15 cm 以下の可燃性蒸気が有効に検知できる位置とすること。
 - (e) 受信機及び警報音の発する場所は、常時作業員がいる事務所等とすること。
 - (f) 危規則第 25 条第 9 第 5 号に規定する自動車等の衝突防止措置は、有効な高さの防護柵を設ける等の措置をいうこと。【H 元. 5. 10 消防危 44】

参考通知

- 「屋外の場所について」【H元.3.3 消防危15】
 - 「敷地外に直接通ずる避難口について」【H元.3.3 消防危15】
 - 「屋外の空地について」【H元.3.3 消防危15】
 - 「整備を行う作業場について」【H元.3.3 消防危15】
 - 「通風及び避難のための空地について」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地内への設備等の設置について」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地内への物品の存置等について」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地として認められない例」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地内への通気管の設置」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地での自動車等の出入りを禁止する措置」【H元.5.10 消防危44】
 - 「通風及び避難のための空地の構造」【H元.5.10 消防危44】
 - 「避難上安全な屋外の空地」【H元.5.10 消防危44】
 - 「敷地外の空地又は建物が第三者の所有である場合の避難口」【H元.5.10 消防危44】
 - 「防火塀に避難口の設置」【H元.5.10 消防危44】
 - 「避難口の設置数」【H元.5.10 消防危44】
 - 「避難場所としての事務所等の用途」【H元.5.10 消防危44】
 - 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等について」【H元.5.10 消防危44】
 - 「シャッターで区画された整備室」【H元.5.10 消防危44】
 - 「避難上及び通風上有効な空地の奥行きに関する特例」【H2.5.22 消防危57】
- キ 屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がある場合の措置（危政令第17条第2項第11号、危規則25条の10）
- （ア）危政令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。（第12-18図参照）

第12-18図

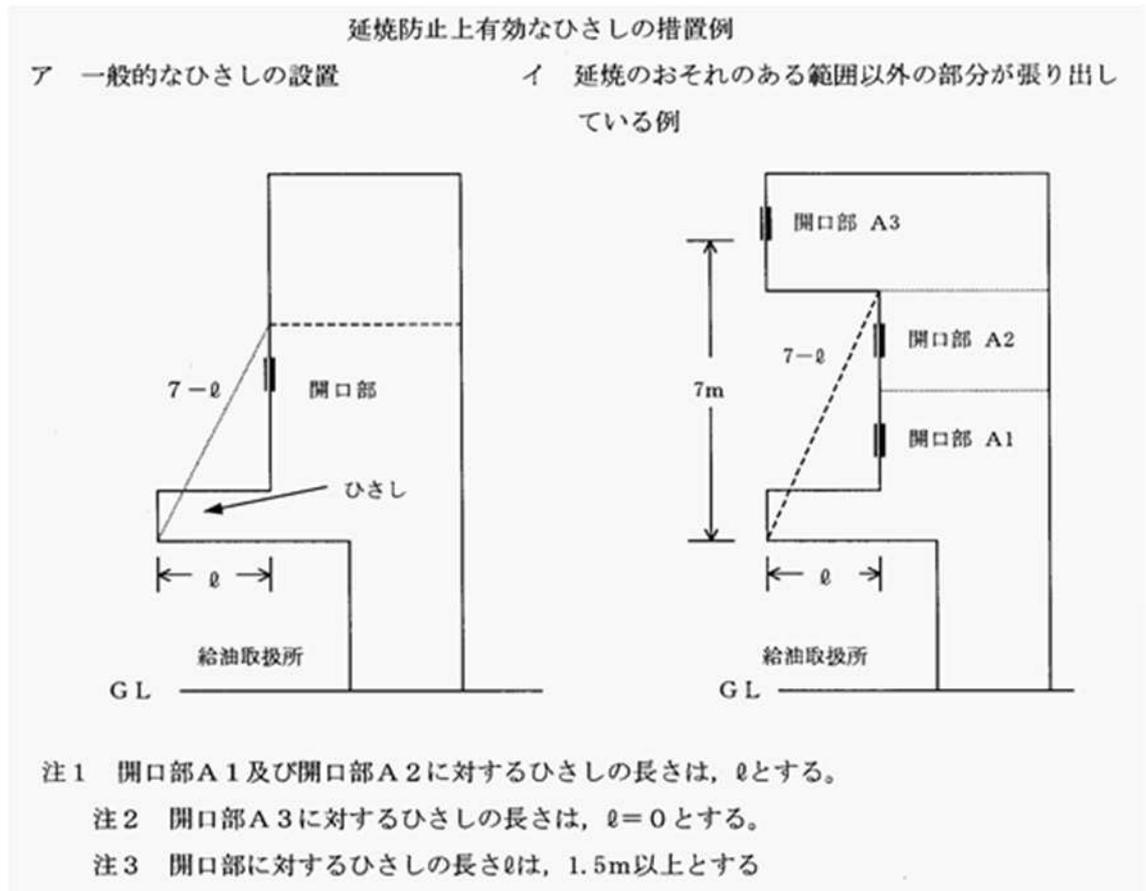
「上部に上階のある場合」に該当しない例 「上部に上階のある場合」に該当する例



（イ）危規則第25条の10第3号及び第4号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は、次によること。（第12-19図ア及びイ参照）

- a 屋根又は耐火性能を有するひさしとは、30分以上の耐火性能を有すること。【H元.3.3 消防危15】
- b 上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出したひさし等の設置が困難なものには基準の特例として、上階の外壁から水平距離1.0m張り出したひさし等及び次の（a）～（d）に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。
 なお、ひさし等の張り出し長さを1.0m未満とすることは、危政令第23条の規定を適用してもできないものであること。【H元.3.3 消防危15】
- （a）ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。
- （b）水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- （c）ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3MPa以上で、かつ、放水量が毎分130L以上の性能のものとする。
- （d）ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること。
- c 「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。【H元.3.3 消防危15】

第12-19図



参考通知

- 「局限化するための設備について」【H元.3.3 消防危15】
- 「屋根のない貸駐車場について」【H元.5.10 消防危44】
- 「漏洩局限化設備及び漏れた危険物を収納する設備について」【H元.5.10 消防危44】
- 「可燃性の蒸気を検知する警報設備について」【H元.5.10 消防危44】
- 「上階の開口部の範囲」【H元.5.10 消防危44】
- 「ドレンチャー設備の設置による張出長さの算定等」【H元.5.10 消防危44】
- 「屋根の開口部」【H元.5.10 消防危44】
- 「ひさしの設置方法」【H元.5.10 消防危44】
- 「屋上の屋根のない駐車場のひさしの長さの特例について」【H元.12.21 消防危144】

ク 通気管

専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端は屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けること。

この場合、「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。【H元.3.3 消防危15】

参考通知

- 「通気管の位置等について」【H元.5.10 消防危44】

ケ 液面計又は計量口

危政令第17条第2項第2号に規定する危険物の量を自動的に表示する装置は、タンクごとの液量が明確に表示されるものであり、油量液面計をいうものであること。【H元.5.10 消防危44】

コ 他用途等との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「間口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、消防法施行令第8条に規定する区画と同等以上のものであること。

参考通知

- 「本店事務所等の取扱いについて」【H元.3.3 消防危15】

サ 床面等

危政令第17条第2項第10号の規定により、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこととされているが、階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、屋内給油取扱所に地階を設けてもよいこと。【H元.5.10 消防危44】

シ その他

- (ア) 危規則第25条の7に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分にも給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。【H元.3.3 消防危15】
- (イ) 誘導灯（危政令第21条の2、危規則第38条の2）
誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例による。
- (3) 危政令第17条第3項第2号を適用する航空機給油取扱所（危規則第26条の1）
航空機給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。
- ア 「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」【H元.3.3 消防危15】
- イ 「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」【H27.12.8 消防危268】

ウ 「航空機給油取扱所のボンディングについて」【H28.3.1 消防危 28】

(4) 危政令第17条第3項第2号を適用する船舶給油取扱所（危規則第26条の2）

船舶給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

ア 危規則第26条の2第3項第3号の2に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第12-5表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。【H20.5.22 消防危 264】

第12-5表

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量 30kL未満のもの	タンク容量 30kL以上 1,000kL未満のもの	タンク容量 1,000kL以上のもの
吸着できる油の量	0.3kL以上	1kL以上	3kL以上

イ 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。【H元.3.3 消防危 15】

ウ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について【H18.4.25 消防危 106】

(ア) 船舶給油取扱所における給油方法に関する事項

船舶給油取扱所における給油方法は、①固定給油設備を用いる方法、②給油配管及びホース機器を用いる方法、③給油タンク車を用いる給油方法とすること。

なお、給油タンク車による給油は、次の（ウ）bの場合を除き船舶給油取扱所以外の場所で行うことはできないものであること。

(イ) 船舶給油取扱所の技術上の基準に関する事項

a 位置、構造及び設備の技術上の基準

(a) 給油設備

引火点が40℃以上の第4類の危険物のみの給油に用いる給油設備については、次のウの給油タンク車とすることができること。

なお、船舶給油取扱所において給油に使用される給油タンク車を特定する必要はないものであること。

(b) 給油空地

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。

(c) 転落防止措置

給油タンク車が海へ転落することを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

b 取扱いの技術上の基準

(a) 引火点が40℃以上の第4類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

(b) 給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。

この措置としては、給油タンク車の車輪の前後に輪止めを置くこと等が該当すること。

(c) 給油タンク車が給油空地からはみ出さないように停車させること。

(d) 給油タンク車の給油ホースと給油を受ける船舶の燃料給油口とを緊結すること。

(e) 軽油等静電気による災害発生のおそれのある危険物を給油する場合には、給油設備を接地すること。

(ウ) 船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の技術上の基準に関する事項

a 位置、構造及び設備の技術上の基準

給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準に加え、船舶が係留された状態で給油を行う取扱い形態を考慮し、次の基準が加えられていること。

(a) 結合金具

給油ホースは、その先端部に給油口と緊結できる結合金具が設けられていること。

(b) 引張力による給油ホースからの漏れ防止等の措置

給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに、給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置を講ずることとされたこと。

この措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。

b 航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車との兼用

給油タンク車が、船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準及び航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準のいずれにも適合している場合には、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができること。

参考通知

「船舶に対する給油（移動タンク貯蔵所から）について」【S52.4.19 消防危71】

「漏れた危険物その他の液体を防止することができる措置」【H元.5.10 消防危44】

「船舶給油取扱所における油吸着材の保有量」【H元.12.21 消防危114】

(5) 危政令第17条第3項第3号を適用する鉄道給油取扱所（危規則第27条）

鉄道給油取扱所の基準は、前4（1）及び4（2）によるほか、次によること。

「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」【H元.3.3 消防危15】

(6) 危政令第17条第3項第4号を適用する圧縮天然ガス等充填設備を併設する給油取扱所（危規則第27条の2、危規則第27条の3、危規則第27条の4）【H10.3.11 消防危22】【H29.1.26 消防危31】

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」【H10.3.11 消防危22】【H29.1.26 消防危31】

参考通知

「防火設備を設置することを要しないディスプレイについて」【H29.3.31 消防危71】

「給油空地内に、圧縮天然ガスタンドのガス配管を設置するためのトレンチを設けること又はガソリン等の漏えい範囲を限定することを目的に給油空地内に溝を設けてよいか」【H29.3.31 消防危71】

(7) 危政令第17条第3項第5号を適用する圧縮水素充填設備を併設する給油取扱所（危規則第27条の5）【H27.6.5 消防危123】【R元.8.27 消防危118】

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」【H27.6.5 消防危123】

(8) 危政令第17条第3項第6号を適用する自家用給油取扱所（危規則第28条）

自家用給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

ア 給油取扱所の空地は、危政令第27条第6項第1号ハにより、自動車等が空地からはみ出したまま給油することのないよう自動車等の大きさに応じた空地を必要とすること。

イ 固定給油設備等は、自動車等の出入りする側（通路等）の境界線から4m以上、敷地境界線から2m以上の間隔を保つこと。

ウ 自動車等の出入りする側は、幅員4m以上の空地に接していること。

なお、当該空地について、現に道路としての形態を有し、一般の交通の用に供されており、自動車等の通行が可能であること。【H10.10.13 消防危90】

参考通知

「防火塀の緩和」【S37.4.6 自消丙予44】

「給油取扱所の防火塀と保有空地」【S37.8.6 自消丙予77】

「給油取扱所の敷地外にある地下専用タンクについて」【S42.10.23 自消丙予88】

「自家用給油取扱所で自動車の冷房用エンジンに灯油を給油する行為について」【S44.4.24 消防予133】

「土木建設重機等への給油」【S48.11.6 消防予146】【S57.5.7 消防危56】

「レンタカーに給油する給油取扱所について」【S55.11.14 消防危137】

「自家用給油取扱所の範囲について」【S58.11.7 消防危106】

「自家用給油取扱所の専用タンクを敷地外の屋外貯蔵タンクとする場合の特例申請について」【H27.4.24 消防危91】

(9) 危政令第17条第4項を適用するメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所（危規則第28条の2、危規則第28条の2の2、危規則第28条の2の3）【H6.3.25 消防危28】

【H24.1.11 消防危2】

メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

ア メタノール等を取り扱う給油取扱所

「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」【H6.3.25 消防危28】

参考資料

「メタノール給油取扱所について」【H9.10.22 消防危104】

イ エタノール等を取り扱う給油取扱所

「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」【H24.1.11 消防危2】

(10) 危政令第17条第5項を適用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危規則第28条の2の4～28条の2の8）【H10.3.13 消防危25】【H12.2.1 消防危12】【H24.3.30 消防危91】【R元.8.27 消防危119】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準は、前4（1）及び前4（2）によるほか、次によること。

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰替えさせることができる給油取扱所であること。

この場合において、自動二輪車も自動車に含まれるものであること。

また、当該給油取扱所では、顧客自らが「ガソリンを容器に詰替えさせること」及び「灯油又は軽油をタンクローリーに注入させること」はできないものであること。【H10.3.13 消防危25】

なお、セルフ給油取扱所における給油等の指針は、第 12-6 表による。◆

ただし、従業員による取り扱いは、危規則第 40 条の 3 の 10 第 3 号に規定する監視等業務に支障がないときに限られること。

第 12-6 表 セルフ給油取扱所における給油等の指針

表番号	取扱行為	顧客	従業員	備考	
1	運搬容器にガソリンを詰め替える	×	○ 注1	危政令第28条の運搬容器の基準に適合していること	
2	自動車及び原動機付自転車への燃料タンクへの給油	自走して来店	○	○	ナンバープレートのついたものに限る
		トラック等に積載して来店	○ 注2	○ 注2	同上
3	ナンバープレートのついていない農作業機（耕運機、コンバイン等）、土木・建設機械等の燃料タンクへの給油 注4	×	○ 注2	危政令第3条の「自動車等」に該当すること	
4	トラック等に積載した発動発電機の燃料タンクへの給油	×	○ 注2	同上	
5	被けん引車に積載した水上バイク、プレジャーボートの燃料タンクへの給油又は詰め替え（ガソリン又は軽油）	固定式の燃料タンク	×	○ 注2	同上
		ボート付属の携帯式燃料タンク	△ 注3	○ 注1	容器は関係法令の基準に適合していること

注1 固定給油設備からガソリンを詰め替える際の一日内におけるガソリンの詰め替え量に制限はないが、軽油については指定数量未満であること。

注2 積載された自動車等へ給油する際は、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について留意すること。

注3 固定注油設備による軽油の詰め替えのみ認められること。

注4 ナンバープレートのついた農作業機等は、表番号2の自動車に含まれる。

イ セルフ給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項～第 4 項に掲げる基準（屋外給油取扱所、屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に限る。）を超える特例（危規則第 28 条の 2 の 5 から第 28 条の 2 の 7）の定めによること。【H10.3.13 消防危 25】

ウ 制御卓、その他の設備

（ア）制御卓は、給油取扱所内で、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。

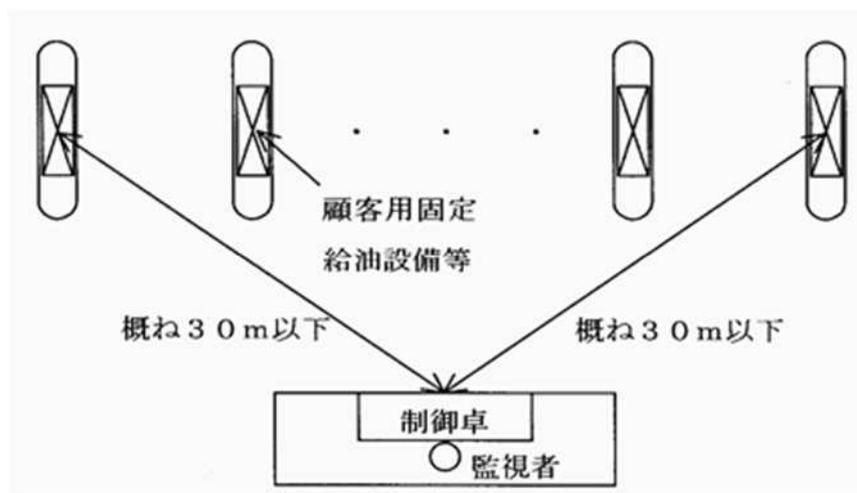
なお、この場合、直接視認できるとは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。【R5.9.19 消防危 251】

その他、次の各号により指導する。

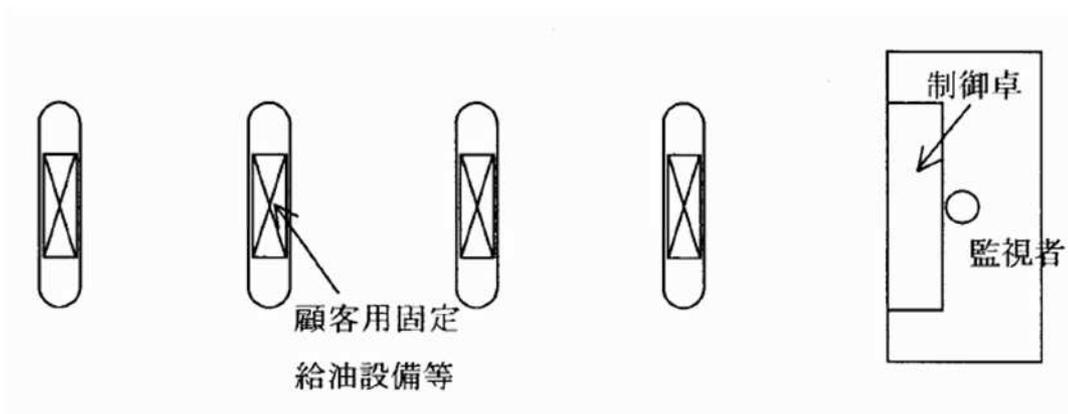
a 制御卓は、給油空地等に面した窓際に設置し、壁、掲示物等による視認障害が生じないようにすること。

b 一の制御卓と顧客用固定給油設備等の配置は、第 12-19 図及び第 12-20 図の例を参考にすること。

第12-19図 一列に配置する場合の好ましい配置例



第12-20図 一列に配置する場合の好ましくない配置例



(イ) セルフサービスとフルサービスが混在する給油取扱所においても、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。

【H10.3.13 消防危25】

ウ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば、認めて差し支えないものであること。【H10.10.13 消防危90】

エ 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について、必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。

ただし、当該機器は有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。【H10.10.13 消防危90】

参考通知

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」【H10.3.13 消防危25】、【H12.2.1 消防危12】

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における静電気対策について」【H13.8.13 消防危95】

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の監視・制御装置の設置免除について」【H28.3.1 消防危37】

「自動車等について」【R5.3.24 消防危63】

「車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された自動車等への給油について」【R5.3.24 消防危63】

5 特殊な給油取扱所

(1) 工事現場等の屋外自家用給油取扱所【S48.11.6 消防予146】

ア 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第6号を除く。）の規定は適用しない。

(ア) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とする。

(イ) 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画する。

(ウ) 消火設備については、次による。

a 給油取扱所には、第四類の危険物の火災に適應する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設置する。

b 屋外に設置する第4種及び第5種消火設備については、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするよう指導する。◆

(エ) 危政令第17条第1項第2号に規定する空地については、4（8）アの空地の例による。

(オ) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設置する。

(カ) 給油設備を備えた車両は、次による。

a 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものとする。

b 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定する。

c 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。

ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りる。

d 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設置する。

e 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

f エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設置する。

g 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地する。

イ 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合もアと同様に取り扱うことができる。

なお、屋外タンクは、次による。

(ア) タンクの容量は、20,000L以下であること。

(イ) タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例による。

(2) 特殊な屋外貯蔵タンクに接続する自家用給油取扱所【H27.4.24 消防危91】

自家用給油取扱所に専用タンクを設けず、自家用給油取扱所の敷地外に特殊な屋外貯蔵タンクを設け、当該屋外貯蔵タンクを固定給油設備に接続する自家用給油取扱所については、資料第7

－3 「自家用給油取扱所に接続される特殊な屋外貯蔵タンク」による。

(3) バイオマス燃料を含有したガソリンを取り扱う給油取扱所

バイオマス燃料を含有したガソリンを取り扱う給油取扱所の基準は、前4(1)及び前4(2)によるほか、次によること。

ア エタノール3%含有ガソリン(E3)を取り扱う給油取扱所に関する運用について【H20.3.24 消防危44】

(ア) E3について

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているE3については、第4類第1石油類（法別表第1備考第12号のガソリン）に該当するものであること。

(イ) 位置、構造及び設備の基準について

危政令第17条の規定によること。

ただし、ガソリン用として製造された設備・機器等においてE3の貯蔵・取扱いを行う場合には、腐食劣化状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。

特に、E3と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

(ウ) 消火設備の基準

危政令第20条の規定によること。

ただし、泡を放射する消火器については、泡消火薬剤が耐アルコール型のものにすること。

(エ) その他

ガソリンとエタノールを混合してE3を製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

イ E T B Eを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について【H20.3.24 消防危45】

(ア) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているE T B Eを含有したガソリンについては、第4類第1石油類（法別表第一備考第十二号のガソリン）に該当するものであること。

(イ) 給油取扱所においてE T B Eを含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。